1. 事業指定申請書(既許可) 2. 既許可の対応 3. 影響評価ガイドに基づく確認 4. 整理資料への反映事項

技術的能力(1.11制御室の居住性等に関する手順等)

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要(12/15)】 (P881)

1.11 制御室の居住性等に関する手順等 方針目的

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (12/15)

1.11 制御室の居住性等に関する手順等 重大事故等が発生した場合において 実施組織要員が制 び資機材を活用した手順等を整備する。

【着手判断】

御室の

確保す

0

中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換 気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が 機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常 用ディーゼル発電機を運転できない場合, 手順に着手す

【代替中央制御室送風機による起動】

制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御 建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋 の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブ ルにより接続する。

制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機か ら中央制御室まで敷設する。

制御建屋可搬型発電機を起動し,その後代替中央制御 室送風機を起動する。

手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制 御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が 19%以上,かつ,二酸化炭素濃度が1.0%以下であるこ とにより確認する。

• 発生源

- ートを通行する際には、環境条件として以下の発 生源を考慮する必要がある(第 33 条の整理表よ **9**)。
 - 化学薬品の漏えい
 - 有毒ガス
 - 火山の影響
 - 森林火災
 - 近隣工場等の火災
 - 航空機落下による火災
- ▶ 火山の影響又は地震に起因する重大事故は、環境 条件として以下の発生源を考慮する必要がある (第28条の整理表より)。
 - 化学薬品の漏えい
 - 火山の影響

• 防護対象者

- ▶ 技術的能力 1.11 は、制御室の居住性等に関する手 | ▶ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとど 順等である。このため、本手順の防護対象者は、 制御室内にとどまる要員である。
 - ✓ なお、重大事故等対策の現場作業を実施する 要員に対しては、技術的能力 1.0 及び技術的 能力 1.1~1.14 (1.11 及び 1.13 を除く)の個 > 技術的能力 1.11 では、①について考慮している。 別手順にて記載する。
 - ✓ 緊急時対策所にとどまる要員に対しては技術 的能力 1.13 にて記載する。

発生源

- 毒化学物質の揮発等により発生するもの及び他の「確認した。 化学物質等との反応によって発生するものを対象 としている。
- ▶ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の 反映するものはない。 追加要求事項に示されている予期せず発生する有 毒ガス (敷地外可動源から発生する有毒ガス,予 | <追加要求事項への対応> 定されていた中和等の終息活動ができなかった場 合に発生する有毒ガス等)を対象としている。
- ▶ 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する | <記載の適正化・明確化> 有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス, 敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを 対象としており、予期せず有毒ガスを含めた発生 源を考慮している。
- ▶ 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるば い煙及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象として いる。
- ▶ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はな いことを確認した。

防護対象者

- まる運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故), ②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事 故等対処を実施する要員とし, 重大事故では①~ ③が対象となる。
- - ✓ ②については技術的能力 1.13、③については 技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1~1.14 (1.11 及び 1.13 を除く) の個別手順にて考 慮している。
- ▶ よって重大事故時には、①~③を考慮しているこ とから、既許可の対応で妥当であることを確認し た。

檢知手段

▶ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた

技術的能力 1.11 に係る既許可の申請書及び整理資 ■ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスル > 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有 | 料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを

> 追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載 の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ

なし

検知手段

▶ 実施組織要員からの通信連絡等による連絡

			1.事業指定申請書(既許可)		2. 既許可の対応		3.影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
				>	敷地内の可動施設の立会人からの通信連絡等によ		検出装置及び人による認知や異常の確認を挙げて	
1.11	制御室	の民住人	生等に関する手順等		る連絡		いる。	
	INT PT TO	ALI LL	【着手判断】	>	外部機関等からの通信連絡等による連絡	>	既許可の申請書では,万一敷地内の固定施設から	
			代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気してい	>	NOx 濃度計		の漏えいがあった場合、アクセスルートの確認を	
		中央	る場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央 制御室換気設備の再循環運転中の場合,手順に着手す		✓ 技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料		行う者から通信連絡を受けることにより検知する	
		制御	る。		1.0-2 第2-7表に記載している資機材		ことができる。	
		室の	【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】	>	臭気等の異常を検知した者からの通信連絡等によ	>	既許可の申請書では,敷地内の可動施設からの有	
		酸素品	可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起		る連絡		毒ガスの発生について,敷地内の可動施設の立会	
		び	動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定	>	統括当直長から所内の必要箇所に連絡を行うため		人からの通信連絡設備を用いた連絡により、中央	
	制御	酸化	する。 中央制御室の酸素濃度が 19%を下回る場合又は二酸		の第 47 条の通信連絡設備及び代替通信連絡設備		制御室にて検知可能である。	
	室の	化炭素	化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替		による連絡	>	既許可の申請書では,敷地外の固定施設からの有	
	酸素	の漁	運転や外気の取入れを開始する。				毒ガスの発生について,外部機関等からの通信連	
対応	等濃	度測	手順の成否は,可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭 素濃度計が正常に起動し,中央制御室の酸素濃度及び二				絡設備を用いた連絡により、中央制御室にて検知	
手段	度測	定	酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることによ				可能である。	
等	定に		り確認する。			>	既許可の申請書では, 試薬建屋へ運搬する化学物	
	関する		【着手判断】				質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物につ	
	措置	中央	再処理施設内で <mark>窒素酸化物</mark> の発生が予測される場合,				いて、資機材として配備する NOx 濃度計により検	
	置	制御	手順に着手する。 【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】				知可能である。	
		童の	可搬型窒素酸化物濃度計を起動し, 中央制御室内の窒			>	既許可の申請書では、臭気等の異常を検知した者	
		至素	素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場				からの通信連絡設備を用いた連絡や,再処理施設	
		化物	合には、外気の取入れを停止する。				の外の状況を把握するための監視カメラ及び公的	
		の濃	手順の成否は、可衡型窒素酸化物濃度計が正常に起動				機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設	
		度測	(し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。				備により、予期せず発生する有毒ガスや火災、火	
		定					山の影響を含め、有毒ガスの発生を検知すること	
	6 5						が可能である。	
						>	以上のことから、新たに設置又は定めるべき検知	
							手段はないことを確認した。	
					防護対策	To the second	方護対策(制御室)	
				1-	の設内泉 中央制御室における窒素酸化物濃度測定及び換気	_	ル酸対象 (両岬主) 影響評価ガイドに例示されている防護措置は,換	
					で 設備の隔離に係る手順		気空調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器	
					▼ 申請書本文第6表及び添付書類八第5-2表		の配備、敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等	
					並びに添付書類八第 10-6 図及び第 10-7 図	1	である。	
					にて、換気設備の隔離に係る操作の成立性を	1	既許可の申請書では、重大事故等対策の現場作業	
					確認した。		を実施する要員について、以下の対策を取ること	
				>	中央制御室における作業環境に応じた防護具(汚		としている。	
					染防護衣(化学物質)・耐薬品用長靴・酸素呼吸器)		中央制御室における窒素酸化物濃度測定及び	
					の着装手順		換気設備の隔離に係る手順	
				>	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室における窒素		中央制御室における作業環境に応じた防護具	
<u> </u>						1		

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1.11 制御室の居住性等に関する手順等	酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順	(汚染防護太(化学物質)・耐薬品用長靴・酸素呼吸器)の着装手順 ● 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室における窒素酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順 ▼ 影響評価ガイドの「空気呼吸具等(酸素呼吸器,防毒マスクを含む)の配備」に該当する防護対策を講じている。 ▼ 影響評価ガイドの「独気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開)」に該当する防護対策を講じている。 ▼ 予期世ず発生する有毒ガスを含む有毒ガスに対し、上記の方法により防護可能であることは、技術的能力1.0整理資料 補足説明資料1.0-6参照 ■ 以上のことから、制御室の要員に対しては、影響評価ガイドと比較して新たに対応すべき防護対策はないことを確認した。	

		1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1. 11	制御室の居住	性等に関する手順等			
	作業性	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時においては、確実に 運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。			
配	電源確保	全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を 用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等 へ給電する。			
配慮すべき事項	燃料給油	電気設備の操作の判断等に関わる手順については,第 5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて 整備する。			
0.0000	放射線防護	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行 い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとす る。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当			
	防護	たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業に おいては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対 応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能 な限り低減する。			

	1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1.11 制御	御室の居住性等に関する手順等			
指揮室の醒素等濃度測定に関する対応手段等	使用			

		1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
1.11 制御	軍室の居住	E性等に関する手順等			
	作業性	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行 い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとす る。 また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等 との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、 確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備 する。			
配慮す	電源確保	全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を 用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等 へ給電する。			
すべき事項	燃料給油	電気設備の操作の判断等に関わる手順については,第 5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて 整備する。			
	放射線防護	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。			

1923年 1	1. -	事業指定申請	青書 (既	[許可]		2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反
大学・金属性 (事故等対策	における	る操作の	成立性 (11/14			
	59)							
「日本	対応手段	principles for the Arts	and the same	定時間制	/ 限時間			
	代替中央制御室送風機による中	の要員			26 時間			
「特別の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	央制御室の換気の確保	制御建屋対策班 の班員	8人	以内				
	代替制御室送風機による使用済		9人	時間 30 公				
	燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 の制御室の換気の確保	れ・貯蔵建屋対	-		63 時間			
(Post Markers On Processing	可搬型代替照明による中央制御	実施責任者等	8人					
開発性質原化上の中央制度	室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視 室)	制御建屋対策班			₩1			
2 分別	可能型件数照明にトスロ本制御	実施責任者等	施責任者等					
の信任 でかく	室の照明の確保 (第3プロック及び第4プロッ	制御建屋対策班			₩1			
の受験 の	ク) 可搬型代替照明による中央制御	の班員	33000.0					
大型	室の照明の確保 (第1プロック, 第2プロッ	の要員	3 1		₩ 1			
の要性 9人 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	ク、第5プロック及び第6プロ ック)	の班員						
	可能型代替照明による使用済燃料の受入れ始齢及び貯蓄強齢の	の要員	22 8		*1			
中央制御官の献策及び二般化級 の機長 実施責任者等 の機長 8人 10 分 以内 の概長 本1 中央制御官の産業酸化物の濃度 関節 実施責任者等 の服長 8人 10 分 以内 の服長 本1 規則連続性の受入れ協定及び野 実施責任者等 の服長 2人 以内 を用 の服長 2人 以内 を用 の服長 本1 規則連続性の受入れ協定及び野 無限の服務の受決れ協定及び野 変長 2人 以内 来 所 所 の服長 2人 以内 表	制御室の照明の確保	れ・貯蔵建屋対		以内				
10 分 10 分		実施責任者等	8人					
中央制御室の臺薫酸化物の遺産	中央制御室の酸素及び二酸化炭 素の濃度測定	制御建屋対策班			₩1			
中央制御室の宴業酸化物の遺産 単元		実施責任者等の	200					
の	中央制御室の窒素酸化物の濃度 測定	要員		10分以内	※ 1			
使用済燃料の受入れ施設及び貯 進施設の制御室の酸素及び二酸 世別済燃料の濃度測定 「使用済燃料の受入れ施設及び貯 変施責任者等の 要員 「機能の近別 変施変を制御室の豪素酸化物の 使用済燃料の受入れ施設及び貯 変し、 第4 を開放が料の受入れ施設及び貯 を加致の制御室の豪素酸化物の を用済燃料の受入れ・貯蔵・産科の受入 れ、・貯蔵・産科の受入れ・・貯蔵・産科の受入 れ、・貯蔵・産科の受入れ・・貯蔵・産科の受入 れ、・貯蔵・産科の受入		の班員	2人					
に付き物がする人 に対するがなる人 に対するがはなる を持定しています。 東川済燃料の受入れ施設及び野 東施責任者等の 要員 要員 関	使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設の制御室の酸素及び二酸	要員		10分	₩1			
東用済燃料の受入れ施設及U時 薬施責任者等の 要員 8人 要員 10 分 以内 れ、貯蔵権屋対 2人	化炭素の濃度測定	れ・貯蔵建屋対	2人	以內				
機能などの例明主が、型解除化がの 使用済燃料受入 以内 水1 以内 ホ・貯蔵準屋対 2人	使用済燃料の受入れ施設及び貯	実施責任者等の 要員		10分				
策旺の班員	蔵施設の制御室の窒素酸化物の 濃度測定	れ・貯蔵建屋対			※ 1			
	1	策班の班員						
						1		

	1.	事業指定に	申請書	(既許	可)		2. 既許可の対応	3. 影響評価な	ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
添						ける操作の成立		72 11 142	() ()	
	11/14)] (P8-5-1									
手順等		要員	要員数	想定時間	制限時間					
	代替中央制御室送風機による中	実施責任者等 の要員	9人	4時間	26 時間					
央	央制御室の換気の確保	制御建屋対策班 の班員	8人	以内	25 -4110					
	代替制御室送風機による使用済 燃料の侵入れ施設及び貯蔵施設 の制御室の換気の確保	実施責任者等 の要員 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋対	9人	22 時間 30 分 以内	163 時間					
	可搬型代替服明による中央制御	策班の班員 実施責任者等 の要員	8人							
	室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視 室)	制御建屋対策班 の班員	2人	1時間10分以內	₩1					
	可搬型代替照明による中央制御	実施責任者等の要員	8人							
制御常	室の照明の確保 (第3プロック及び第4プロッ ク)	制御建屋対策班の班員	2人	2時間以內	₩1					
	可搬型代替照明による中央制御 室の照明の確保	実施責任者等 の要員	8人							
等に関	(第1プロック, 第2プロック, 第5プロック及び第6プロック)	2923	4人	3時間10分 以內	₩1					
20手順等		実施責任者等	8人							
	可搬型代替照明による使用済燃 料の受入れ施設及び貯蔵施設の 制御室の照明の確保	の要員 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋対	4人	22 時間 30 分 以内	₩1					
		策班の班員 実施責任者等 の要員	8人							
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	制御建屋対策班の班員	2人	10分以内	₩ 1					
		実施責任者等の 要員	8人							
	中央制御室の窒素酸化物の濃度 測定	制御建屋対策班の班員	2人	10分以内	₩1					
	使用済燃料の受入れ施設及び貯	実施責任者等の 要員	8人							
	蔵施設の制御室の酸素及び二酸 化炭素の濃度測定	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対	2人	10分以内	₩1					
手順等	対応手段	策班の駐員	更員数	想定時間	制限時間					
	使用済燃料の受入れ施設及び貯	実施責任者等の 要員	8人							
	蔵施設の制御室の窒素酸化物の 濃度測定	使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋対 策班の班員	2人	10分以内	₩1					
		実施責任者等 の要員	8人	15分						
	中央制御室の放射線計測	制御建屋対策班 の班員	2人	以内	※1					
	使用済燃料の受入れ施設及び貯	実施責任者等 の要員	8人	15分						
		使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋対 策班の班員	2人	以内	₩1					
制御室	that the state of	東班の班員 実施責任者等 の要員	8人	. DOWN OF CO.						
の居住性	中央制御室の出入管理区画の設 置及び運用	制御建屋対策班の班員	6人	1時間30分以內	₩1					
等に関す	使用済燃料の受入れ施設及び貯	実施責任者等の要員	8人	1 時間	1					
る手順等	蔵施設の制御室の出入管理区面 の設置及び運用	使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋対 策班の班員	2人	以内	₩1					
-4	中央制御室の通信連絡設備の設 置の手順	操作の判断等に関 は、「1.14 通信 整備する。	わる通信連絡 連絡に関する	ドの手順の詳細 6手順等」にて	※ 1					
	使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設の制御室の通信連絡設備 の設置の手順	操作の判断等に関	わる通信連絡 連絡に関する	ドの手順の詳細 ・手順等」にて	₩1					
	at a service a literal sector in the sector	操作の判断、確認 順の詳細は、「1.10	0 事故時の計	を備に関する手 ・装に関する手	₩1					
	使用済燃料の受人れ施設及び貯 蔵地設の制御室の情報把握計装	順等」にて整備す 操作の判断。確認 順の詳細は、「1.10	る。 に係る計装設 O 事故時の計	が備に関する手	₩ 1					
1: *	設備の設置 故の事象進展に影響がなく、制限時間	順等」にて整備す がないものを示す。		<u> </u>						

1.事業指定申請書(既許可)	 3.影響評価ガイドに基づく確認	
【添付書類八 添付 1 10. b. (a) i. (i) 代替中央制御室送風機によ	 ~・3~目 H I IM 1~ I I I で立 2 / HE IM I	4·正在来们 化应外扩张
る中央制御室の換気の確保】(P8-添 1-1077)		
【添付書類八 添付 1 10. b. (a) i. (ii) 代替制御室送風機による		
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保】(P8-		
添 1-1083)		
【添付書類八 添付 1 10.b.(a) ii.(i) 可搬型代替照明による中		
央制御室の照明の確保】(P8-添 1-1086)		
【添付書類八 添付 1 10.b.(a) ii.(ii) 可搬型代替照明による使		
用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保】(P8-添		
1–1089)		
3) 操作の成立性		
(略)		
重大事故等の対処においては,通常の安全対策に加えて, 放射線		
環境や作業環境に応じた防護具(全面マスク及び半面マスク等)の		
配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとす		
る。線量管理については,個人線量計を着用し,1作業当たり10		
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の		
作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及		
び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量		
を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御		
<mark>室等との連絡手段</mark> を確保する。夜間及び停電時においては,確実に		
運搬及び移動ができるように、LEDハンドライト及びLEDヘッ		
ドライトを配備する。		
【添付書類八 添付 1 10.b. (a) iii. (ii) 中央制御室の窒素酸化物		
の濃度測定】(P8-添 1-1091)		
iii. 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順		
(ii)中央制御室の窒素酸化物の濃度測定		
再処理施設内で火災又は爆発により <mark>窒素酸化物</mark> の発生が予測さ		
れると実施責任者が判断してから, 中央制御室内の居住性確保の		
観点より, <mark>可搬型窒素酸化物濃度計</mark> により窒素酸化物濃度を測定		
する。		
1)手順着手の判断基準		
再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測さ		
れると実施責任者が判断した場合(第10-4表)。		
2)操作手順		
中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下の		
とおり。		
① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央		
制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。		

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
② 建屋対策班は,可搬型窒素酸化物濃度計を起動し,中央制御室内			
の窒素酸化物濃度の測定を行う(測定範囲は,第10-13図を参照)。			
3) 操作の成立性			
上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等			
の要員8人,建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施し			
た場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃			
度の測定を必要と判断してから約 10 分以内に測定可能であり、代			
替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気が最も			
早く置換される2時間以内に対応可能である。			
また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物			
の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が 0.2 ppmを上回る			
場合には、窒素酸化物を含んだ外気の取入れを停止するため、建屋			
対策班に制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断			
ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダンパの開操			
 <mark>作</mark> を指示する。			
及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定】(P8-添 1-1095)			
(iv)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素			
酸化物の濃度測定			
再処理施設内で <mark>火災又は爆発により窒素酸化物</mark> の発生が予測さ			
れると実施責任者が判断してから, 使用済燃料の受入れ施設及び			
貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より, <mark>可搬型窒素酸化物</mark>			
濃度計により窒素酸化物濃度			
を測定する。			
1) 手順着手の判断基準			
再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測され			
ると実施責任者が判断した場合 (第10-4表)。			
2)操作手順			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃			
度を測定する手順の概要は以下のとおり。			
① 実施責任者は, 手順着手の判断基準に基づき, 建屋対策班に使用			
済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測			
定を指示する。			
② 建屋対策班は, 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し, 使用済燃料の			
受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う			
(測定範囲は,第 10-14 図を参照) 。			
3) 操作の成立性			
上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は,建屋外対応班長を			
除く実施責任者等の要員8人,建屋対策班の班員2人の合計10人			

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
にて作業を実施した場合,窒素酸化物の発生が予測され実施責任者			
が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約 10 分以内に測定			
可能であり、 代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入			
れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気が最も早く置換される約			
17 分以内に対応可能である。			
また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設			
及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒			
素酸化物濃度が 0.2ppmを上回る場合には,窒素酸化物を含んだ			
外気の取入れを停止するため,建屋対策班に <mark>使用済燃料受入れ・貯</mark>			
蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及			
び排気隔離ダンパの閉操作並びに再循環切替ダンパの開操作を指			
示する。			
【添付書類八 添付 1 10.b.(a)vii.(v)防護具の着装の手順等】			
(P8-添 1-1113)			
vii. 自主対策に関する措置の対応手順			
(v) 防護具の着装の手順等			
1) 手順着手の判断基準			
a) 対処にあたる現場環境において,実施責任者が第 10-1 表に記			
載の対処の阻害要因である酸欠,溢水, <mark>薬品</mark> ,汚染及びその他(内			
部被ばく防止を考慮)の発生が予測されると判断した場合。			
b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室			
にて、制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放			
射線計測にて, 2.6μS v / h 以上を計測し, 実施責任者が必要と判			
断した場合。			
2) 操作手順			
第 10-1 表に記載の対処の阻害要因であ <mark>る酸欠,溢水,<mark>薬品</mark>,汚</mark>			
染及びその他(内部被ばく防止を考慮)に <mark>適合する防護具(全面マ</mark>			
スク及び半面マスク等)を選定し、着装する。着装の手順の概要は			
以下のとおり。			
a) <mark>汚染防護衣(化学物質)</mark> 又は汚染防護衣(放射性物質)の着装			
手順			
① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に管理			
区域用管理服の着装を指示する。			
② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。			
③ 建屋対策班は汚染防護衣(化学物質)又は汚染防護衣(放射性物			
質)の健全性を確認する。			
④ 建屋対策班は汚染防護衣(化学物質)又は汚染防護衣(放射性			
物質)を管理区域用管理服の上に着装する。			
必要に応じて、酸素呼吸器の面体、耐薬品用長靴及び耐薬品用グ			

1. 事業指定申請書(既許可) 2. 既許可の対応 3.影響評価ガイドに基づく確認 4. 整理資料への反映事項 ローブをテープで固定する。 b)<mark>耐薬品用長靴</mark>の着装手順 ① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に耐薬 品用長靴の着装を指示する。 ② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。 ③ 建屋対策班 a)の手順で着装した汚染防護衣(化学物質) 又は汚 染防護衣(放射性物質)を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定 c)<mark>酸素呼吸器</mark>の着装手順 ① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検する。 ② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し、酸素呼吸器を背負う。 ③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バ ルブを開き,呼吸ができることを確認する。 【添付書類八 添付 1 10. 第 10-1 表 対策活動における防護具選 定基準】(P8-添 1-1119) 第10-1 表 対策活動における防護具選定基準

- 1		At the country			
Va.	颜	体	手	足	対処の阻害要因
1	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用グローブ	耐薬品用長靴	酸欠,溢水, 薬品,污染
2	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	酸欠,汚染
3	酸素呼吸器	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	酸欠
4	全面マスク (防毒)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用グローブ	耐薬品用長靴	溢水、薬品
5	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	作業用長靴	溢水,汚染
6	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染
7	半面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性高)
8	半面マスク (防じん)	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性低)
9	半面マスク (防じん) *2	構內作業服	綿手袋。 ゴム手袋 ^{※2}	短靴	その他 (内部被ばく防止を考 慮)

※1:現場の状況に応じて軽減 ※2:携帯(必要に応じ着装)

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付 1 10. 第 10-4 表 各対策での判断基準(1/4)】			
(P8-添 1-1119)			
機能の (大学			
では、 ・ 一般の ・ 一 ・ 一般の ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一			
要なのの意味を			
第 日本			
本の他の内閣 「			
新 編 編 変 の の の の の の の の の の の の の の の の の			
「			
2			
を を を を を を を を を を を を を を			
中製菓子利原 (1.2) 中央監察 (1.0) 東京 (1.4) 市 (1.2) 中央監察 (1.4) 市 (1.2) 中央監察 (1.4) 市 (1.2) 市 (1.2) 市 (1.2) 市 (1.3) 市 (1.3) 市 (1.3) 市 (1.3) 市 (1.3) 市 (1.3) 市 (1.4)			
十支原 (金) 大力・化ケ治 (金) (金) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全			
中国 株土の一部 本土の (大) といった (大) といった (大) がら (大) を (大) とがら (大) を			
・ 一			
(株) 大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田 (大田			
本			
今 ための特徴の対応予願 の接触の対応予願 の接触の対応予願 前腕体の微気を確保する。 動 耐露体の微気を確保する。 関係の微気を確保する。 関係の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表			

			1.	事業指	全定申請	青書 (厚	既許可))	
				1 10.	第 10-4	4表名	が対策で	での判	断基準(2/4)
(P8		1-1134	1)					10	
## ##									
								N.	<u> </u>
(¥	玉曜	ri.		c	r	E	1	1	6
来統選択の判断)	±								
の判断(出入管理区画の設置維所は出入管理医園の設置維持は出入管理権限とし、出入管理権 関が確全でない場合は影響権 関とする。					
その他	斯 斯 斯	E	000	管理区画の設 理嫌隠とし、日 等全でない場 F5。	13	T.	1	1	
新				国国国ン田				63	
体上の利斯基		Ŀ	10	t	Ĭ;	E	1	1	t
L.									
引斯基準(2/	出疆	Ē	1	6	E.	Ē	1	1	0
- 4表 各対策での判断基準(2/4) 実施判断の基準		な事する。	本本で	機構の機構の機能	行び家田 副産業後に よる。	本本の	な様する。	職する	は勝十る。
- 4 表 名	新報	7後,直ちに3	幹器完丁後, 直ちに実施する	等間対策発見による理事機構 現を行うための防襲発揮の維我 出了後、実施する。	■大事故等の対処のため使用資 数率を入れ、所職等出版確定で 対処を行う場合、実施する。	7後、唐ちに3	7後,直ちに3	7後,直ちに3	7後,唐ちに3
-01級		() () () () () () () () () () () () () (() () () () () () () () () () () () () (と利 藤田女子 部を行う 北丁後、	の 務本を 対応を と	の等能化	の後 等電光	供	新
		東所で放射性	業所で放射性	製物行が必要	受入北施股及	5.17、魔気設備	(田)の故籍。または、職気政権の えび野難施数の避害権の原用が終		
臺		0. 两然理事	5, 再处理事	するための体	- 6を用消費率の 当所した総合	美用)の故障。 できない場合)の故障。また野難難数の		
を主義を		LC#9, 8×3	しており, かつ	が処を実施す		の施設と兼用 対が使用でき	の施設と兼用入れ施設及び	40	44 表
		が機能喪失 される場合	9が機能要失される場合	量大華故等6	無大華技術の 関係での事件	2年 新春女養 (元富御後の孫)	(数学 高等対象の高数と で使用的情報の収入れ施設が でを合	が使用できな	35使用できな
		主体気筒モニタが機能要り放出が予測される場合	主葬気筒モニタが鎌龍鹿の放出が予測される場合	実施責任者が 断した場合	実施責任者が個大事故等の対処の7 対構施数の級部強での操作が必要	が発出発生(数学被手が を発行さり 発展により中央策響後の発展が条件	学典田園県(牧庫によりを) 田できない華	光乙酰苯氟羟	2.2 電影性
=		金融金の技工選手の技工	使用液燃料の受入れ施設及び貯 満施設の制御後 の放射線計画		使用液糖料の吸入れ能較及び貯 入れ能較及び貯 機能的の関係室 の出入管理区面 の設置及び運用		可整型代替形明 による使用或物料 の受入れ施数及 び野科権施数の出 が可能を認め出	2番後の大 選挙の大	田田 田田 子藤野坂のの 子藤野女の豊田 藤野の田田 大 藤田 大 大 藤田 大 大 藤 藤 大 の
-	- 本本	(金の) (金の) (金の) (金の) (金の) (金の) (金の) (金の)		1	会なる。 会社の を の の の の の の の の の の の の の			12	置の対応予順信法技術の設置の指揮を設備の設置の指揮の設置に対策の設置が支援を設備
4		難ら左び	片 臺					93 93	關心友化市學

	1.	事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
		1 10.第 10-4表 各対策での判断基準(4/4)】			
(P8-	添 1-1136)				
8	1				
	# ## ##				
	E				
(の何節)	華				
養養 (
他の判断					
÷0	地				
# H	H .				
御子の相談					
	国運				
の判断。	* *********				
各対策で実施判断の	2.1.7. 田子 2.4.				
¥ 4	何斯 結準 2数出事業 2数出事業 2を表現した 2000				
- 01廠	在職力スペ 国際部分へ0.25pm以 た。放射性 で中央関係 で有機関(関係で有額 関係で有額				
	子童は岩田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
	0条牛が子(急降対策)				
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	必要となっ 対処の 直長の有				
H	の業務が着において、実施が				
	とり影響者 る異雄魔! (第25天戦 れる場合				
	TRANTED OF LED の				
>	186				
H	職員の推奨				
	・ 古主対策の設備及び関				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

1.事業指定申請書(既許可)				2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	진 진	4. 整理資料への反映事項
	八 添付1 10.第 10-5 ・貯蔵建屋制御室換気記						
第 10-	-5表 中央制御室換気設備 制御室換気設備の		貯蔵建屋				
建屋	機器グループ	機器名	時間余裕 (時間)				
制御建屋	中央制御室の居住性の 確保	中央制御室	2 6				
使用済 燃料受 入れ・貯 蔵建屋	使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の 制御室の居住性の確保	使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の 制御室	163				
	 八 添付 1 10. 第 10- 】(P8-添 1-1156)	5 図 中央制御室の原	居住性確保の				
等1 影響の社内を確認しば下の状況を確認した際 ・中央解析法と振動人気に中央解解送電腦器の機能換失により制御 ・毎日中の整備を設定を指揮性を指揮している場合 ・ 中央制度・ 第次次 第一个の解析により 原本語中央 助解波動 気管 ・ 事を指す。	の代替中央側 部関係管工 電送医機を使 選定する。	Refi 議議 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	の事				
中央制御運の居住性の状況※1 機能維持している 中央制御運送電機 原則設備は 機能維持しているが。	議施資失している (大器中央制建省法原議へ 財産業 第7第型光電議 の接続・起源が2 及び制 資産 国 で (大器中央制等運送 (議 及び制 資産 国 で (第10—4回 由由超缩效的原件特殊的	巻 10~5 区 十次世界年の代				

1 事業指定由語書 (既許可)	2 既許可の対応	3 影響評価ガイドに基づく確認	4 敷理資料への反映事項
1.事業指定申請書 (既許可) 【添付書類八 添付 1 10.第 10-6 図 タイムチャート (居住性確保)】 (P8-添 1-1157) 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「	2.既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付 1 10.第 10-7 図 中央制御室の居住性確保の 手順の概要タイムチャート (居住性確保) (降灰予報発令時)】(P8-			
添 1-1158)			

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付 1 10.第 10-8 図 代替制御建屋中央制御室換			
気設備概要図】(P8-添 1-1159)			
中央制御室造機 (大き中央制御室 送風機 耐御建屋の (大き中央制御室 送風機 可練型分割を (大き中央制御室 (大き中央制御室 (大き中央制御室 (大き中央制御室 (大き中央 (SA)) (SA) (SA) (SA) (SA) (SA) (国際国際機能に (大きの) (SA) (SA) (SA) (SA) (国際国際機能に (新10-8 図 大き制御建 県中央制御室 機 気 設 備 概 要 図			

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付 1 10.第 10-9 図 使用済燃料の受入れ施設及			
び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要】(P8-添 1-1160)			
● (新春年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			
使用済感料の受入れた確認及び野職 施設の制御金送機機、 制御金送機機、 機能減失している (性間消費を持つ受入れた能設及 で野職施設の可機定送機機へ (性間消費を持つ受入れた能設及 で野職施設の可機定送電機の 可機型代替照明の設置 (性静制確定と電機及び 可機型代替照明 (性静制確定と電機及び 可機型代替照明 (性静制確定と電機及び 可機型代替照明 (性静制確定と電機及び 可機型代替照明 (性静制確定と重機及び 可機型代替照明 (性静制確定と重機及び 可機型代替照明 (性精制確定と重機及び 可機型代替照明 (性精制確定と (性用済燃料の受入れ、施設及び附減能			

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付1 10.第 10-10 図 代替使用済燃料受入れ・貯			
蔵建屋制御室換気設備概要図】(P8-添 1-1161)			
制御金道版 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (佐田済機料の受入れ、 (日) (日)			

1887年 19.5 (10-17 回 制度をは一分制度主義を 1887年 19.5 (10-17 回 制度を 19.5 (10-17 回 H M M M M M M M M M M M M M M M M M M	1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
第10-17回 前衛性度中全部資産等が設金額を図				
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	備概要図】(P8-添 1-1168)			
中央 W 都能	事業 () () () () () () () () () (
	中央議議会 ウィルタコニット 大学コニット			

1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
【添付書類八 添付 1 10.第 10-20 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋制御室換気設備概要図】(P8-添 1-1171)			
を 1-1171)			

1.12 監視測定等に関する手順等

技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)

	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)		
資料No.	名称	提出日	Rev	開考(T和ルキ0万灰山/月がの貝付に プリ・Cは、貝付留与で記収/
補足説明資料1.12-1	審査基準及び事業指定基準規則と対処設備の対応表	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-2	緊急時モニタリングの実施手順及び体制	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-3	緊急時モニタリングに関する要員の動き	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-4	排気モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-5	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-6	可搬型排気モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-7	代替試料分析関係設備による放射性物質の濃度の測定	令和2年4月13日	3	
補足説明資料1.12-8	試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-9	環境モニタリング設備	令和2年4月28日	3	
補足説明資料1.12-10	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-11	可搬型環境モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-12	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-13	可搬型建屋周辺モニタリング設備	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-14	代替放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	令和2年4月13日	4	
 補足説明資料1.12-15	放射能観測車及び代替放射能観測設備	令和2年4月28日	6	
· 補足説明資料1.12-16	バックグラウンド低減対策手順	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-17	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-18	気象観測設備及び可搬型気象観測設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-19	可搬型気象観測設備の気象観測項目について	令和2年3月13日	1	
補足説明資料1.12-20	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	令和2年4月13日	2	

技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)

	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)		
資料No.	名称	提出日	Rev	開与(T和九千0万徒山内のの貝科については、貝科田与で記載)
補足説明資料1.12-21	可搬型風向風速計	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-22	可搬型発電機による給電	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-23	自主対策設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-24	再処理施設敷地外の緊急時モニタリング体制	令和1年12月24日	0	
補足説明資料1.12-25	他の原子力事業者との協力体制(原子力事業者間協力協定)	令和1年12月24日	0	
補足説明資料1.12-26	環境モニタリング設備の代替電源設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-27	<u>既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認</u>	<u>令和3年8月19日</u>	<u>0</u>	新規作成

補足説明資料 1.12-27

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

1. はじめに

再処理施設に対する有毒ガスの影響及び防護対策については,新規制基 準適合性審査における事業変更許可(以下,「既許可」という。)において 考慮している事項である。

一方,規則改正により,事業指定基準規則 第20条(制御室等)及び第26条(緊急時対策所)において,有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し,有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室及び緊急時対策所で自動的に警報するために装置(以下,「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」という。)の設置が追加で要求されている。

また,技術的能力審査基準において,有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して,吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順と体制の整備,予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている。

上記に関しては、規則改正に合わせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(以下、「影響評価ガイド」という。)が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。

ここでは、影響評価ガイドを参考とし、技術的能力審査基準 1.12(以下、「技術的能力 1.12」) に係る既許可の防護対策等に対して、改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い、既許可で考慮していた事項の妥当

性の確認を行う。

2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針

影響評価ガイドで規定されている発生源,防護対象者,検知手段及び防 護対策の4つの観点で以下の通り整理した。

(1) 発生源

技術的能力 1.12 は、重大事故等が発生した際に、技術的能力 1.1 等の作業時の主排気筒から大気中への放射性物質の放出等の放射性物質の濃度及び線量を監視する作業の手順である。

重大事故時の作業環境の雰囲気の悪化をもたらす発生源は、技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源と同じであることから、以下の通り想定 している。

- ・ 有毒ガス(第9条で想定する敷地内における化学物質の漏えいに伴う有毒ガス,敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガス。また,第12条で想定する化学薬品の漏えいにより発生することが想定される有毒ガスも含まれる。)
- ・ 火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス(第9条で想定する森林火災, 航空機落下, 近隣工場等の火災, 爆発により発生するもの。また, 第5条で想定する内部火災による煙及び燃焼生成物も含まれる。)
- ・降下火砕物(第9条で想定する火山の影響によるものであり、降下火砕物に付着している毒性のある火山ガス成分が対象。)

(2) 防護対象者

再処理施設においては、重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を 限定せず、重大事故等対策に関わる非常時対策組織要員全員を防護対象と し、制御室にとどまる実施組織要員、緊急時対策所にとどまる要員及び屋 内外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.12 の防護対象者は屋内外で重大事故等対処を実施する実施組織の要員及び中央制御室にて指示を行う者である。

なお、このうち、中央制御室にとどまる要員は,技術的能力 1.11 で整理する。また,重大事故対処時の体制に含まれる緊急時対策所にとどまる要員については,技術的能力 1.13 で整理する。

(3) 検知手段

既許可では、敷地内で発生する有毒ガスについて、現場作業を行う作業員により異常を検知することが可能であり、所持している通信連絡設備を用いた中央制御室への通信連絡あるいは直接の口頭連絡により、有毒ガスの発生を認知することができる。また、中央制御室から所内の必要な箇所に連絡を行うことにより、所内で作業中の実施組織の要員に連絡することができる。

その他,公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により, 火山の影響を把握することができる。

以上の内容を有毒ガスに関して纏めると以下の通りとなる。

- ① 敷地内固定施設からの有毒ガス発生の検知手段
- ・中央制御室等との連絡手段の確保

その他,制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の検知等,技術的能力 1.0 に記載した内容により,有毒ガスの発生が検知可能である。

(4) 防護対策

通信連絡の手順を整備することにより,所内外の通信連絡が可能となる。 また,作業環境に影響を及ぼす事象に対し,作業環境に応じた防護具の 配備及び着用が可能な設計としている。

なお、実施組織要員が使用する有毒ガスの防護具については、補足説明 資料 1.0-2 に整理する。

また, 既許可で想定する技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源に対する防護対策は,技術的能力 1.0,制御室及び緊急時対策所については,技術的能力 1.11 及び 1.13 に整理する。

3. 影響評価ガイドに照らした確認

2. の設計方針を踏まえ、影響評価ガイドで規定されている発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の4つの観点で確認を行い、既許可の対応で妥当であることを確認した。確認結果の概要を以下に示す(詳細は、別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の整理方法について、別紙2有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表参照)。

(1) 発生源

影響評価ガイドの有毒ガスの発生源は、有毒化学物質の揮発等(気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発)により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生する以下のものを対象としている。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外(制御室から半径 10km 以内)に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

既許可では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発 補 1.12-27-4 生する有毒ガス,敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象とし、予期せず発生する有毒ガスを含め、発生源を考慮している。また、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス(森林火災,航空機落下,近隣工場等の火災,爆発により発生するもの。内部火災による煙及び燃焼生成物)や降下火砕物を対象としており、影響評価ガイド以上のものを考慮している。

したがって、既許可において、新たに対象とすべき有毒ガスの発生源はなく、既許可の対応で妥当であることを確認した。

(2) 防護対象者

影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故)、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.12 では、①、③及び屋内で重大事故等対処を実施する要員について考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。

なお、②については、技術的能力1.13で考慮されている。

(3) 検知手段

影響評価ガイドの検知手段は以下としている。

発生源	検知手段
①敷地内の固定施設	有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置
	及び有毒ガスの到達を検出するための装置
②敷地内の可動施設	可動源に対する立会人による認知
③敷地外の固定施設	敷地外からの連絡
	- 消防,警察,海上保安庁,自衛隊
	ー地方公共団体(例えば,防災有線放送,防災行
	政無線,防災メール,防災ラジオ等)

	-報道(例えば、ニュース速報等) -その他有毒ガスの発生事故に係る情報源
④ 共通	異臭がする等の異常の確認
	有毒ガスの発生又は到達を認知した場合や,上記
	異常を確認した場合の通信連絡設備による伝達

既許可では、降灰予報の確認及び中央制御室等との通信連絡により、以下の通り検知できる設計としており妥当であることを確認した。

④共通

異常を検知した作業員が中央制御室へ連絡するための手段を確保する ことにより、有毒ガスの発生を検知可能である。

公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により,火山の 影響を検知することが可能である。

なお,制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の 検知等,技術的能力1.0に記載した内容により,有毒ガスの発生が検知可 能である。

(4) 防護対策

影響評価ガイドの防護手段は,以下のいずれか又は複数を考慮すること としている。

- 換気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開)
- 制御室等の正圧化
- 空気呼吸具等(酸素呼吸器、防毒マスクを含む)の配備
- 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置(終息活動)

技術的能力 1.12 では,発生源に対する防護対策として,作業環境に応補 1.12-27-6

じた防護具の配備を行い,移動時及び作業時の状況に応じて着用すること としている。

このため,既許可の対応は,影響評価ガイドの防護手段の空気呼吸具等の防護具の配備に該当することから,既許可の対応で妥当であることを確認した。

なお、制御室にとどまる要員に対する防護対策は、技術的能力 1.11, 緊急時対策所にとどまる要員対しては、技術的能力 1.13 で整理した防護対策を用いることとしている。

4. 整理資料への反映

技術的能力 1.12 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果, 既許可の対応で妥当であることを確認した。

追加要求事項に対する対応が必要な事項,及び記載の適正化・明確化が 必要な事項について,整理資料へ反映するものはない。

<追加要求事項への対応>

> なし

<記載の適正化・明確化>

> なし

以上

補足説明資料 1.12-27 別紙 1 「大気(作業環境)の汚染事象」に対する既許可の対応について,以下の方法で別紙2に整理表(4段表)としてまとめ,既許可の防護対策等に対し改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い,既許可で考慮していた事項の妥当性の確認を行う。

1. 事業指定申請書(既許可) (左から1列目)

事業指定申請書において有毒ガスに係る事項を抽出して条文毎に整理表を作成し、整理表内で、本文-添付間の構成単位(以下、「パート」という。)でまとめ、影響評価ガイドの「6.有毒ガス防護に係る妥当性の判断」の項目(発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策)に該当する箇所を色塗りする。

- 発生源
- 防護対象者
- 検知手段
- 防護対策

2. 既許可の対応 (左から2列目)

1. で色塗りした発生源, 防護対象者, 検知手段及び防護対策の項目毎に各パートの既許可の対応を整理する。必要に応じ, 関係する条文の情報を含めて記載する。

また,既許可の各条文の整理資料を確認し,発生源,防護対象者,検知手段及び防護対策の観点で整理資料に更に具体的に記載されている場合は,これを含めて整理する。(したがって,左から1列目(1.の色塗り)と2.の既許可の対応が一致しないことがある。)

3. 影響評価ガイドに基づく確認 (左から3列目)

2. で整理した既許可の対応(整理資料の内容を含む)について、パート単位で発生源、防護対象者、検知手段、防護対策毎に、影響評価ガイドに示される有毒ガス防護のための対応と比較し、「大気(作業環境)の汚染事象」に対する既許可の対応について、既許可の対応で十分であるか、明確化もしくは追加すべき事項として新たに考慮すべき事項の有無を整理する。

3.1. 発生源

「大気(作業環境)の汚染事象」について、各条文で考慮すべき事象の範囲において、影響評価ガイドに示される有毒ガス発生源と比較して、新たに対象とすべき発生源があるか。

補 1.2-27-別 1-1

<影響評価ガイドの有毒ガス発生源>

以下の有毒化学物質の揮発等(気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発)により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するもの。

- ▶ 敷地内に保管されている有毒化学物質
- ▶ 敷地外(制御室から半径 10km 以内)に保管されている有毒化学物質
- ▶ 敷地内で輸送される有毒化学物質

3.2. 防護対象者

「大気(作業環境)の汚染事象」から防護する者について、各条文で考慮すべき防護対象者の範囲において、設計基準では①及び②、重大事故では①~③を対象とし、その一部または全体が考慮されているか。

<影響評価ガイドの防護対象者>

- ① 制御室にとどまる運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故)
- ② 緊急時対策所内にとどまる要員
- ③ 屋外で重大事故等対処を実施する要員

3.3. 検知手段

「大気(作業環境)の汚染事象」に対し防護措置を講じるために、影響評価ガイドに示される各発生源に対応した検知手段と比較して、新たに対応すべき検知手段があるか。

<影響評価ガイドの対応>

以下の検知手段及びその手順と体制の整備。

(敷地内の固定施設)

▶ 有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達 を検出するための装置

(敷地内の可動施設)

▶ 可動源に対する立会人による認知

(敷地外の固定施設)

- ▶ 敷地外からの連絡
 - 消防, 警察, 海上保安庁, 自衛隊
 - -地方公共団体(例えば,防災有線放送,防災行政無線,防災メール, 防災ラジオ等)
 - -報道(例えば、ニュース速報等)
 - その他有毒ガスの発生事故に係る情報源

補 1.2-27-別 1-2

(共通)

- ▶ 異臭がする等の異常の確認
- ▶ 通信連絡設備による伝達

3.4. 防護対策

「大気(作業環境)の汚染事象」から防護対象者を防護するための対策について、影響評価ガイドに示される①~③の何れかの防護対策と比較して、新たに対応すべき防護対策があるか。また、化学物質の漏えいに対して④の終息活動の措置が取られているか。

<影響評価ガイドの防護対策>

以下の防護対策及びその手順と体制の整備。

- ① 換気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気 取入れの再開)
- ② 制御室等の正圧化
- ③ 空気呼吸具等(酸素呼吸器,防毒マスクを含む)の配備
- ④ 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置(終息活動)

4. 整理資料への反映事項 (左から4列目)

1. ~3. の確認結果から,影響評価ガイドの項目(発生源,防護対象者,検知手段及び防護対策)で既許可の対応を確認した結果に基づき,追加要求事項に対する対応が必要な事項及び記載の適正化・明確化が必要な事項を整理し,条文毎に整理資料への反映事項を整理する。

以上

補足説明資料 1.12-27 別紙 2

目次

技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)(補 1.12.27-別 2-1)

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要 (13/ 15)】

【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (13/15)】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(i)2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定】 【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)3) 放出管理分析 設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から放出される放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)4) 可搬型試料分析設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(ii) 可搬型環境モニ

目次

タリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b. (a) ii. (v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(ix) 可搬型試料分析 設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(b) ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(b) iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定】

【添付書類八 添付 1 11.b.(c)i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電】

【添付書類八 添付 1 11. b. (d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制】

【添付書類八 添付 1 11.b.(e)i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策】

【添付書類八 添付1 11.b.(e) ii. 可搬型環境モニタリン

目次 グ設備のバックグラウンド低減対策】

2. 既許可の対応 3. 影響評価ガイドに基づく確認 1. 事業指定申請書(既許可) 4. 整理資料への反映事項

技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要(13 · 発生源 /15) **]** (P892)

1.12 監視測定等に関する手順等

1.12	監視	則定等に	関する手順等	
対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	パックグラウンド低減対策可搬型試料分析設備の	重大事故等時に可樂四郎科分析設備による放射性物質を補集した試料の期定場所は、主接実践管理建築を 基本とする。ただし、試料額定に影響が生じる場合は、 類念時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備 を移動し、 類定する。	
	作業性		えて、放射線環 (行い、移動時及 作: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に放 えて、放射線環境・需要環境に応じた防護具の原理を 領は、移動が変化する。 を主な。 また、甲央制御軍等との連絡手段を確保する。 及び停電時においては、確実に連集、移動ができるように、可能型周別を配案する。
配慮すべき事項		電解解保	全交流電影疾失時は、可難型重大事故等対地設備の 可難型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の 制定で使用する設備及び展向、展連その他の気象条件 の測定で使用する設備へ給電する。	
		燃料給油	配連すべき事項は、第5表 (10/15)「電源の確保に 関する手類等」の燃料絵油と同様である。	

1.12 監視測定等に関する手順等 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加 とて、放射線環境や作業環境に広じた防運具の配備が 行い、移動時及び作業時の状況に広じて着用すること する。線量管理については個人線量計を着用し、 作業当たり 10mSv以下とすることを目安に管理す る。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場 所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の 把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組 織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低 重大事故築時の敷地外でのモニタリングは、国がく ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が 地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に 従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するととも こモニタリングに協力する。

- ▶ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスルー トを通行する際には、環境条件として以下の発生源を 考慮する必要がある(第33条の整理表より)。
 - 化学薬品の漏えい
 - 有盡ガス
 - 火山の影響
 - 森林火災
 - 近隣工場等の火災
 - 航空機落下による火災

防護対象者

- ▶ 技術的能力 1.12 は、監視測定等に関する手順等であ る。このため、本手順の防護対象者は、屋内で重大事 故等対処を実施する実施組織の要員及び中央制御室 にて指示を行う要員である。
 - ✔ 中央制御室にとどまる要員については技術的能 カ1.11にて記載する。
 - ✓ 緊急時対策所にとどまる要員については技術的 能力 1.13 にて記載する。

検知手段

- ▶ 中央制御室等との連絡手段を確保すること
- ▶ 降灰予報
 - ✓ 第47条通信連絡設備を用いた制御室及び緊急時 > 既許可の申請書では、異常を検知した作業員が中央制 対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の

発牛源

- ▶ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有毒化 学物質の揮発等により発生するもの及び他の化学物 質等との反応によって発生するものを対象としてい
- ▶ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の追加 | 要求事項に示されている予期せず発生する有毒ガス (敷地外可動源から発生する有毒ガス,予定されてい た中和等の終息活動ができなかった場合に発生する 有毒ガス等)を対象としている。
- 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する有盡 化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス, 敷地外の 固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象として おり、予期せず有毒ガスを含めた発生源を考慮してい
- ▶ 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるばい煙 及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象としている。
- ▶ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はないこ とを確認した。

防護対象者

- ▶ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる 運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故),②緊 急時対策所にとどまる要員, ③屋外で重大事故等対処 を実施する要員とし、重大事故では①~③が対象とな
- ▶ 技術的能力 1.12 では、①の一部、③及び屋内で重大 事故等対処を実施する要員について考慮している。
 - ✓ ①については技術的能力 1.11, ②については技 術的能力 1.13 の手順にて考慮している。
- ▶ よって重大事故時には、①~③を考慮していることか ら、既許可の対応で妥当であることを確認した。

検知手段

- 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた検出 装置及び人による認知や異常の確認を挙げている。
- 御室へ連絡するための手段を確保することにより、有

技術的能力 1.12 に係る既許可の申請書及び整理資料を 確認した結果, 既許可の対応で妥当であることを確認し

追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適 正化・明確化が必要な事項について,整理資料へ反映する ものはない。

<追加要求事項への対応>

<記載の適正化・明確化> なし

	有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)					
		1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項	
【添付	書類八	第5-1表 重大事故等対処における手	検知等,技術的能力1.0に記載した内容により,	毒ガスの発生を検知可能である。		
順の概	要(13)	/15)] (P8-5-90)	有毒ガスの発生が検知可能である。	▶ 既許可の申請書では、公的機関からの降灰予報等の気		
1.12 監	視測定	三等に関する手順等		象情報を入手できる設備により,火山の影響を検知す		
1. 12	02:10:301	定等に関する手順等		ることが可能である。		
1	K	重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物		▶ 加えて、第47条通信連絡設備を用いた制御室及び緊		
	2	質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を 基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、		急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の		
対	ラウ	ク搬 外型 ラ試 を移動し、測定する。		検知等,技術的能力1.0に記載した内容により,有毒		
応手	ンド	ウ料ン分		ガスの発生が検知可能である。		
段等	低減対策の手順	ド析 低設 減減 対の 策		▶ 以上のことから、新たに設置又は定めるべき検知手段		
	策の	対の		はないことを確認した。		
	順			_		
	Т,	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加 えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を	・防護対策	・防護対策		
		行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること	▶ 作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作	▶ 影響評価ガイドに例示されている防護措置は,換気空		
	作業性		業時の状況に応じて着用すること	調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器の配備、		
	19.	及び停電時においては、確実に運搬,移動ができるよ うに、可搬型照明を配備する。	✔ 中央制御室にとどまる要員については技術的能	敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等である。		
		ラに、当成至然のを配摘する。	力 1.11 にて記載する。	▶ 既許可の申請書では、作業環境に応じた防護具を中央		
配慮		全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の	✔ 緊急時対策所にとどまる要員については技術的	制御室に配備し、移動時及び作業時の状況に応じて着		
ずべ	-	可搬型発電機を用いて,放射性物質の濃度及び線量の 測定で使用する設備及び風向,風速その他の気象条件	能力 1.13 にて記載する。	用することとしている。		
き事項	源確保	の測定で使用する設備へ給電する。		✓ 影響評価ガイドの「空気呼吸具等(酸素呼吸器,		
30	保			防毒マスクを含む) の配備」に該当する防護対策		
				を講じている。		
	jee.	配慮すべき事項は,第5表(10/15)「電源の確保に 関する手順等」の燃料給油と同様である。		▶ 以上のことから、新たに対応すべき防護対策はないこ		
	燃料給			とを確認した。		
	油			✔ 中央制御室にとどまる要員については技術的能		
	1			力 1.11 にて記載する。		

			有毎カス防護に除る甲請書項目の整理表(技術的 		
	1.	事業指定申請書 (既許可)		影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
	提 複 複 複 複 複 数 射 線 管 理 数 射 線 管 理	に関する手順等 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加 えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を 行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること とする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場 所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の 把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組 機要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低 減する。		対策所にとどまる要員については技術的13にて記載する。	
配慮すべき事項	他の機関との連携	重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。			
		 添付1 11.b. (a) i. (i) 2) 可搬型排気モ による主排気筒から放出される放射性物			
		測定】(P8-添1-1195)			
		時の手順等			
	村性物質	質の濃度及び線量の測定の手順等			
(略) i 排氛	ロにお	ける放射性物質の濃度の測定			
		における放射性物質の濃度の測定			
(略)	' \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	S WAY I THE WAR SECTION OF THE			
2) 可掬	般型排気	気モニタリング設備による主排気筒から放			
出される	放射性	物質の濃度の代替測定			
(略)					
c) 操作	乍の成立	Z性			
		処においては,通常の安全対策に加え			
		や作業環境に応じた防護具の配備を行			
ハ、移動	時及び	作業時の状況に応じて着用することとす			

防護対象者

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項			
る。線量管理については個人線量計を着用し,1作業当						
たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さら						
に,実施組織要員の作業場所への移動及び作業において						
は、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行						
うことにより, 実施組織要員の被ばく線量を可能な限り						
低減する。重大事故等の対処時においては, <mark>中央制御室</mark>						
等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時において						
は、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配						
備する。						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(i)3) 放出管理分						
析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度						
の測定】(P8-添 1-1199)						
3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放						
射性物質の濃度の測定						
(略)						
c) 操作の成立性						
上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並						
びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し,排気						
サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可						
能である。						
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え						
て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、						
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線						
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10						
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組						
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、						
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事						
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確						
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が						
できるように、可搬型照明を配備する。						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(i)4) 可搬型試料						
分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃						
度の代替測定】(P8-添 1-1201)						
4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される						
放射性物質の濃度の代替測定						
(略)						

防護対象者

c) 操作の成立性

検知手段

上記の対応は, 実施責任者, 放射線対応班長及び建屋外

	有毒ガス防護に係る申請書項目	lの整理表(技術的能力 1.12)	
1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
対応班長の3人,放射線対応班の班員2人並びに建屋外対			
応班の班員3人の合計8人にて実施し、排気サンプリング			
設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て,放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い,</mark>			
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線			
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10			
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより			
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事			
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確			
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が			
できるように、可搬型照明を配備する。			
【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)2) 可搬型排気			
モニタリング設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯			
蔵建屋換気筒) から放出される放射性物質の濃度の代替測			
定】(P8-添 1-1206)			
2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒(使用			
済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から放出される放射性物			
質の濃度の代替測定			
(略)			
c) 操作の成立性			
上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外			
対応班長の3人,放射線対応班の班員6人並びに建屋外対			
応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間			
(燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び			
注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始)35			
時間に対し,事象発生から可搬型排気モニタリング設備に			
よる放射性物質の濃度の測定は23 時間以内で可能であ			
వ .			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>			
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線			
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10			
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、			

防護対象者

検知手段

実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事

	有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項				
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確							
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
できるように、可搬型照明を配備する。							
【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)3) 放出管理分							
析設備による北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気							
筒) から放出される放射性物質の濃度の測定】(P8-添 1-							
1211)							
3) 放出管理分析設備による北換気筒(使用済燃料受入							
れ・貯蔵建屋換気筒) から放出される放射性物質の濃度の							
測定							
(略)							
c) 操作の成立性							
上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並							
びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し,排気							
サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可							
能である。							
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え							
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>							
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線							
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10							
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組							
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所							
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、							
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事							
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確							
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が							
できるように、可搬型照明を配備する。							
【添付書類八 添付 1 11.b.(a)i.(ii)4) 可搬型試料							
分析設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換							
気筒) から放出される放射性物質の濃度の代替測定】(P8-							
添 1-1213)							
4) 可搬型試料分析設備による北換気筒(使用済燃料受							
入れ・貯蔵建屋換気筒) から放出される放射性物質の濃度							
の代替測定							
(略)							
c) 操作の成立性							
上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外							
対応班長の3人,放射線対応班の班員2人並びに建屋外対							

防護対象者

検知手具

応班の班員3人の合計8人にて実施し,排気サンプリング

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項			
設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。						
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え						
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>						
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線						
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10						
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組						
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、						
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事						
故等の対処時においては、 <mark>中央制御室等との連絡手段を確</mark>						
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が						
できるように、可搬型照明を配備する。						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(ii) 可搬型環境						
モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及						
び線量の代替測定】(P8-添 1-1218)						
ii.周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測						
定						
(略)						
(ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性						
物質の濃度及び線量の代替測定						
(昭各)						
火山の影響により、 <mark>降灰予報</mark> (「やや多量」以上)を確認						
した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング						
設備, 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬						
型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰						
作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に						
応じ, 除灰作業を実施する。						
(略)						
3) 操作の成立性						
上記の対応は,実施責任者,放射線対応班長及び建屋外						
対応班長の3人,放射線対応班の班員6人並びに建屋外対						
応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間						
(精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プルトニ						
ウム溶液の沸騰開始)11 時間に対し,事象発生から可搬						
型環境モニタリング設備 (9台) による空気中の放射性物						
質の濃度及び線量の測定は5時間以内で可能である。						
重大事故等の対処においては, 通常の安全対策に加え						
て、放射線環境や作業環境に応じた <mark>防護具の配備を行い、</mark>						

移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線

	有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項				
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10							
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組							
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所							
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、							
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事							
故等の対処時においては、 <mark>中央制御室等との連絡手段を確</mark>							
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
できるように、可搬型照明を配備する。	I						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(iii) 可搬型建屋							
周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度	l						
及び線量の測定】(P8-添 1-1222)							
(iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放							
射性物質の濃度及び線量の測定							
(略)							
3) 操作の成立性							
上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人、							
放射線対応班及び建屋対策班の班員8人並びに現場管理	l						
者及び建屋対策班の班員 10 人の合計 20 人にて実施し,	l						
事象発生から可搬型建屋周辺モニタリング設備による空							
気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は1時間以内で							
可能である。	l						
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え							
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>							
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線							
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10	l						
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組							
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所							
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、	l						
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事							
故等の対処時においては,中央制御室等との連絡手段を確							
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が							
できるように、可搬型照明を配備する。	l						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(iv) 放射能観測							
車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定】							
(P8-添 1-1225)							
(iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び							
線量の測定							
(略)	I						

防護対象者

3) 操作の成立性

検知手段

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項			
上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並						
びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対						
策実施判断後2時間以内で可能である。						
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え						
て、放射線環境や作業環境に応じた <mark>防護具の配備を行い、</mark>						
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線						
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10						
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組						
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、						
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事						
故等の対処時においては、 <mark>中央制御室等との連絡手段を確</mark>						
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が						
できるように、可搬型照明を配備する。						
【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (v) 可搬型放射						
能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の						
代替測定】(P8-添 1-1227)						
(v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の						
濃度及び線量の代替測定						
(略)						
3) 操作の成立性						
上記の対応は,実施責任者及び放射線対応班長の2人並						
びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対						
策実施判断後2時間以内で可能である。						
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え						
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>						
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線						
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10						
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組						
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,						
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事						
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確						
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が						
できるように、可搬型照明を配備する。						
【添付書類八 添付 1 11.b.(a) ii.(vi) 環境試料測						

防護対象者

検知手段

定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定】(P8-添 1-1229)



実施期所後と時間 20 分記的で可能である。 本が事業中の対域においては、信仰の安全対策に加え た、数相線観度の最初に関して関していました。 整管部については個人操縦制を適用し、1 作業当たり 10 m 5 ソジアとうことを自定に管理する。さらに、支援組 無異の作業場所への移動が作業においては、作業場所 の機能学の地理が代記にはした対象を行っことにより、 支援組織要具の核びく装置を可能が限り抵対する。重大率 核等の対象にはいませい。 ないました。可能性限別を信念は下は、1 1 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)						
(4) 無理解析到並和限工工名签章中の放射性制度の選集 30 海岸の成立性 上述の形式と、放射器管理経主人及の放射器管理の 起記之人の合計サルに次定し、ダイトモニカの終射器が 実施制能を対断的の かぶけで可能である。 表示性維命の対抗にがいては、通常の変差が熱に加え て、液性機関が、質調制度には、関連系列を目し、 ・ ・	1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項			
の現在	(略)						
3) 独型の地震性 上記の地域に、放射管道理規模 1 人及び放射管道理規模 類は関係と同時の 分似性で可能である。 成土物権のの対象に対いては、通信の全型推進規模 可能の 分似性で可能である。 成土物権のの対象に対いては、通信の全型推進規模 正記 及対解を加入しての対象に対しては、可能の分配を 2004年 高温管理については日人権温注を 2015年 高温管理については日人権温注を 2015年 の表していては日人権温注を 2015年 の表していては日、文化が収入していていていていました。 の表していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していては日、文化が収入していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	(vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度						
正成の外による外側等性医科・人名に効けを呼呼吸の 現代	の測定						
超音との音形などで進起し、グストモニタの次射技能 工業体制能を受け高いました。 音楽の意を対能に進た 工業が構像の方式においては、電子の意を対能に進た 工業が構像を対象においては、電子の意を対能に進た で、放射機能操作・工程により、これを起か。 ・	3) 操作の成立性						
表面側原と時間の 分別市で東部である。 素大等様等の対照に知いては、確常の変更が強加。 1995年の対別に知いては、海田市の、上手の。操 保管師について対別機の行物を開する。とから、支持組 機能の対策機があいが機能の行物を対象に対し、大勢観か の発展では他を対してはいては、理解を対象に対し、大き場所 の発展では他を対してはいては、理解を対象に対しては、作業に対象、 が確認を対象に対しては、理解を対象を対象に対しては、作業に対象、 を確認といるというに、対象に対象のが発しては、 1995年の対象に対しては、確定は対象、 1995年の対象に対しては、地域に対象、 1995年の対象に対しては、地域に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象に対しては、 1996年の対象に対象には、 1996年の対象に対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の						
 直大車な等の分配においては、通常の安全対策に加えて、対象機関を受け、 、 会対機関係や 協議権を認知しません。 2 作業当と 9 10 mm s x 以下上できると 2 を担当に関する。 3 作品 2 作業 3 と 9 10 mm s x 以下上できると 9 10 mm s x 以下上できると 8 2 に 変担機 概要 3 ので機変が推放したが変化を行うことにより、 支援機関係のが機変が推放したが変化を行うことにより、 支援機関係のが機変が推放したが変化を行うことにより、 支援機関係のが機変が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が	班員2人の合計3人にて実施し、ダストモニタの試料採取						
で、放射体の成分に、では、アン・ス・アン・ス を を確認しないては、ないでは、 では、アン・ス・アン・ス を を確認しないでは、ないでは、作業が下のと称数とび作業においては、作業が下の精神やの神能及ではないでは、かないでは、作業が下の精神を行っています。ます。 などの対象がはないでは、かないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	実施判断後2時間50分以内で可能である。						
議門は、10年20日東京の東京の出て、日本第二次の 10 m S 、以下であることを目実に管理する。 さらに、大規則							
■管理(こついては軽人機量計を召用し、1 作業当たり 10 の 8 い以下とすることを目覚に管理する。さらに、大陸組 機震回の作業期への移動及び下端においては、作業場所 の務重等の単級反び決はにむ上が持ち合行うとにより、 交換組機関列の破ける。といる、大陸 等の対処が行場時においては、野球制理機・移動が できるまうに、可能理則存金値では、 番実に避免・移動が できるまうに、可能理則存金値では、 「表実に避免・移動が できるまうに、可能理則存金値では、 「表現に避免・移動が できるまうに、可能理則存金値では、 「表現に避免・移動が できるまうに、可能理則存金値では、 「会別」(概要は村間 定数値による本中及び上準中の放射性旁質の震震の測定1 (9・3 指数を料制定波値による本中及び上準中の放射性旁質の震震の測定1 (9・3 指数を料制定波値による水中及び上準中の放射性旁質の震震の測定1 (93) 動中の成立性 上記の対比は、放射線管理規長 1 人及び敷射線管理ルの 軽負 2 人の合き3 人にて実施し、次本料及び上維契率の数 料料及及運制制を2 場所別口で何能である。 重大素処等の対処においては、「表の安全分解止加え て、、放射線で達せ、表現し、「というないでは、であるり 1 の8 とり 場別は「の10 にでは、 1 に作業にあり 1 の8 いまりによっては、 2 を表現し、 1 作業高あり 1 の8 いまりによっては、 2 を表現し、 1 作業高あり 1 の8 の要素が小の不動及な呼吸がよいては、 1 作業場所 の8 企業のの機能表がでに、 1 により、 2 交換組機要目の作業場所への移動及な呼吸がよる。また本 を参与対処性においては、 1 を表現所 の8 企業の可能の発動なで作金によいでは、 1 作業場所 の8 企業の可能の表現で決定には 1 に対象に対して 1 を表示を	て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>						
田 S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支統組 級要項の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の輸業率の部建設で状況に応じて対応を行うことにより、 支援組織要員の核ばく容量を可依な保り乾減する。直大率 な等の対処時においては、原来に避害、移動が できるように、可能型規則を配信する。 【部件業科、部付1 11.6 G) II. (元) 環境に対制 定認能による水中及び土壌中の放射性物質の減安の創定 (多・ 10-123) (3) 類類が料別定認能による水中及び土壌中の放射性物質 の変態の態態の機能 (4) 3) 操作の成立性 上述の対応は、放射線管照接長 1人及び放射線管機長の 班目2人の合計3人にて実施し、水水料及び上端軟料の終 料料取実凝細所核2 空間以内で可能である。 重力率が率の対処においては、過常の安全対策に加え て、放射線影響・20世末に対して可能である。 重力率が率の対処においては、過常の安全対策に加え て、放射線影響・20世末に対して対策を影響を移行し を開発していて対理人機像計である。 電子変が率の対処においては、自体等を表しり 10 mS v 以下とすることを目実に管理を行うことにより、 支援組織要異の作業制所のの移動及が作業においては、作業場所 の軽離率のの移動及が作業においては、作業場所 の報準率のの移動及が作業においてに、と変担 機要異の作業制所のの移動及が作業においては、作業場所 の報準率のの移動及が作業においては、作業場所 の報準率のの移動及が作業においては、作業場所 の報準率の必要数がに、能力を対しまいました。 を変別を対しまいないでは、企業を対しまいました。 を変別を対しまいないに、を変別を対しまいました。 を変別を対しまいないでは、では、企業に関係を多が	移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線						
機要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の後継等の推奨をび状況に応じた窓がを行うことにより、 支援組織要員の権政に必要に対して、他大変を行うことにより、 支援組織を関したがに、神変形形できる。一部を記せる できるように、「機型照明を配向する。 「総対に関係しました」 「総対を制度に関係しました。 「総対に関係しました。 「総対の合計・1221」 「総対に対して対応し、 に対して対応しました。 「総対の合計・1221」 「総対に対して対応しました。 「総対の合計・1221」 「総対に対して対応をある。 正大事故等の対地に対して、 に対の方式に対し、 に対して、 に	量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10						
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組襲撃員の被対く、線性を可能な限り低減する。重大事 依等の支地物に対いては、理域部で第一の地形とした。 定する。 改開及び停電時においては、建築に運搬、移動が できるように、JR製型限別を配信する。 「操行電解」を持 11.16.10 13.(4m) 一環党域料理 定設備による水中及び土壌中の放射性物質の減度の測定 (WB-16) 1-1231)	mSv以下とすることを目安に管理する。さらに,支援組						
支援組織要員の被びく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の方規の目2を留	織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
版字の対処時においては、確求に運航、移動ができるように、関連が料別 定該権による水中及び土壌中の放射性物質の農疾の測定1 (9年8 下1231) (4日 清視沈料剤定設権による水中及び土壌中の放射性物質の農疾の測定1 (4日 清視沈料剤定設権による水中及び土壌中の放射性物質の農疾の測定1 (4日 清視沈料剤定設権による水中及び土壌中の放射性物質の農疾の測定 (8) 3) 操作の成立性 上記の村応は、放射報管理服長1人及び放射報管理服の 競員2人の合計3人にて実施し、水飲料及び土壌が料の飲料料経吸変施制制を受申開以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対常に加え て、放射線度や・無理視は成したに関連と呼ば、 が発験環境・無理視は成したに関連と呼ば、 が発験環境・無理視は成したに関連と呼ば、 が発験環境・事業現は成したに関連と呼ば、 が発験環境・事業現は成したに関連と呼ば、 を発展していては個人線量計を着用し、1作業当たり10 mS が以下とすることを目状に管理する。さらに、支援組織要員の限率が外限に応じて、対策を有し、1作業場所 の線量率の程限及が状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の取ばて、線量を可能をはいては、性・維助所 の線量率の程限及が状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の取ばて、複量を可能を取り低減する。重大事を等の機能とはいては、便能減する。 次門及び体を時においては、便能減する。重大事を等の機能とはいては、便能減する。 次門及び体を時においては、後継の経過をの確認を対象に対して、 を受ける場合においては、複単の解説を多の進むまりと答案 を対象があれば、対象を可能ないては、後継の対象が表がある影響にある。 次門及び体を時においては、後継の対象が表がある影響に見る経験にある。 次門及び体を時においては、後継の対象が表がある影響に見る経験にある。 次門及び体を時においては、後継の対象が表がある影響に見る経験にある。 次門及び体を呼ばれば、対象が対象が表がある影響に見る経験にある。 次門及び体を呼ばれば、対象が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表							
度する。							
できるように、可機型照例を配備する。 【話付ま報八 活行 1 1.b. (a) 近、(a) 〕 (場場試料制 定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 (P8- 系)-1231) (vi) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 (E6) 3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の 既員 2 人の合計 3 人にて実施し、木試料及び土壌試料の試料採取表施判断後 2 時間以内で可能である。 重大事故争の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や 情報機械に起じた動態具の配備を行っ 医粉球及び半 無時の状況に応じて 新田・ク 2 ととする 保 医管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 m S v 以下とすることを自要に管理する。さらに、支援組織要員の依定はの心を輸出がでは、作業場所の縁量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の依定は発展に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の依定は発展とないては、作業場所の移動をび作業においては、作業場所の移動をび作業においては、作業場所の移動を可能な限り低減する。重大事故を対象が規定に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の依然は発展を可能な限り低減する。重大事故等の対象性においては、確実に運搬、移動が							
【総付書類八 総付 1 11.b. (a) ii. (vii) 環境試料測 定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】 (P8-能 1-1231) (Bi) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 (Bi) 3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の 班員 2 人の合計 3 人にて実施し, 水試料及び土壌試料の試料採取実施制財後 2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線理像や情素環境に応じた防護具の展展を行い 経路時及び体素時の状況に応じて容相下る。シナイる。 最管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mS v以下とすることを目安に管理する。ちらに、支援組織要員の使作者場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の標果及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線是を可能な限り低減する。重大事故等の対域に対した対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線是を可能な限り低減する。重大事故等の対域に対した対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線是を可能な限り低減する。重大事故等の対域所においては、確果に運搬、移動が							
度設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 (198- 栃 1-1231) (198- հ 1-1231) (1							
(P8) 編集 (P8)							
(項) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 (略) 3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の 班員 2 人の合計 3 人にて実施し、水試料及び土壌試料の試 料採取実施判断後 2 時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や 作環境域に起いては、通常の安全対策に加え で、放射線環境や 作環域域に起い正常用することをする。線 最管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の餘量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、作業場所 の餘量なの状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、確実に運搬、移動が							
(略) 3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理張見1人及び放射線管理班の 班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試 料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じため護長の配偏を行い。 移動時及び作業時の状況に応じて着用することする。線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員のを述く線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、『央集開第等学との連絡手段を確 ②する。 夜間及び停電時においては、確実に連搬、移動が							
(略) 3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の 班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試 料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や情業環境に応じた防護具の配偏を行い。 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 総要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の検試く線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、確実に運搬、移動が							
3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の 班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試 料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や <mark>作業環境に応じて静用することとする。</mark> 線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 ms v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の終量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、確実に運搬、移動が							
上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の 班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試 料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の総量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、即失制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、即失制御室等との連絡手段を確							
班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の核ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御金等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時においては、中央制御金等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
料採取実施判断後2時間以内で可能である。 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い。 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線 量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、伸失制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及で作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mS v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。で間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い。 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線 量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組 織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所 の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10 mS v以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が							
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、 支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が	mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組						
支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事 故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が	織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所						
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が	の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、						
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が	支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事						
	故等の対処時においては,中央制御室等との連絡手段を確						
できるように、可搬型照明を配備する。	保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が						
	できるように、可搬型照明を配備する。						

発生派

防護対象者

検知手

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)					
1. 事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項		
【添付書類八 添付 1 11.b. (a) ii. (viii) 可搬型試料					
分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定】					
P8-添 1-1233)					
viii)可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃					
その代替測定 おおおお こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう					
(略)					
)操作の成立性					
上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2					
、,放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3					
の合計7人にて実施し、ダストモニタの試料採取実施判					
後 2 時間 50 分以内で可能である。					
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え					
こ、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>					
動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線					
を管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10					
18 v 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組					
要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所					
か線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,					
接組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事					
(等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確					
では、「一人間神里・サモン是相子校と間にする。 で間及び停電時においては、確実に運搬、移動が					
きるように、可搬型照明を配備する。					
添付書類八 添付 1 11.b. (a) ii. (ix) 可搬型試料					
術的音頻へ 続い 1 11.0.(a) 11.(k) 可放室的科 析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測					
(P8-茶1-1236)					
x)可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性					
質の濃度の測定					
略)					
) 操作の成立性					
上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2					
,放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3					
の合計7人にて実施し、水中又は土壌中の放射性物質の					
度の測定は、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後					
時間以内で可能である。					
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え					
て,放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い,</mark>					
動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線					
管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10					

防護対象者

検知手具

m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに,支援組

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)					
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項		
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所					
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,					
支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事					
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確					
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が					
できるように、可搬型照明を配備する。					
【添付書類八 添付 1 11.b.(b) ii. 可搬型気象観測設					
備による気象観測項目の代替測定】(P8-添 1-1241)					
ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定					
(昭)					
<mark>火山の影響</mark> により、 <mark>降灰予報</mark> (「やや多量」以上)を確					
認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、					
可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用					
発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。					
また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施す					
る。					
(略)					
(iii) 操作の成立性					
上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外					
対応班長の3人,放射線対応班の班員2人並びに建屋外対					
応班の班員3人の合計8人にて実施し、可搬型排気モニタ					
リング設備の設置完了後,作業を開始してから2時間以内					
で可能である。					
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え					
て,放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い,</mark>					
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線					
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10					
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組					
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所					
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,					
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事					
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確					
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が					
できるように、可搬型照明を配備する。					
【添付書類八 添付 1 11.b.(b) iii. 可搬型風向風速計					
による風向及び風速の測定】(P8-添 1-1244)					
iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定					

(略)

防護対象

(iii) 操作の成立性

検知手段

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)			
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並			
びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し,事象			
発生から可搬型風向風速計による風向及び風速の測定は			
30 分以内で可能である。			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>			
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線			
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10			
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,			
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事			
故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確			
保する。 夜間及び停電時においては,確実に運搬,移動が			
できるように、可搬型照明を配備する。			
【添付書類八 添付 1 11.b.(c)i. 環境モニタリング用			
可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電】(P8-			
添 1-1246)			
i.環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリ			
ング設備への給電			
(昭)			
火山の影響により、 <mark>降灰予報</mark> (「やや多量」以上)を確			
認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可			
搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施			
する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を			
実施する。			
環境モニタリング用可搬型発電機から給電するための			
手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-12			
図に示す。			
(町名)			
(iii) 操作の成立性			
上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外			
対応班長の3人,放射線対応班の班員6人並びに建屋外対			
応班の班員3人の合計12人にて実施し,作業開始を判断			
してから5時間以内で可能である。			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>			

移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線 量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.12)			
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
mSv以下とすることを目安に管理する。さらに, 実施組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,			
実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事			
故等の対処時においては, <mark>中央制御室等との連絡手段を確</mark>			
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が			
できるように、可搬型照明を配備する。			
【添付書類八 添付 1 11.b.(d) 敷地外でのモニタリン			
グにおける他の機関との連携体制】(P8-添 1-1249)			
(d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携			
体制			
重大事故等時の敷地外でのモニタリングは, 国が立ち上			
げる緊急時モニタリングセンターにおいて,国が地方公共			
団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機			
材,要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリング			
に協力する。			
また,原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者と			
の協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締			
結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材			
の貸与等を受けることが可能である。			
【添付書類八 添付 1 11.b.(e)i. モニタリングポスト			
のバックグラウンド低減対策】(P8-添 1-1249)			
i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策			
(町各)			
(iii) 操作の成立性			
上記の対応は,放射線管理班長1人及び放射線管理班の			
班員2人の合計3人にて実施し、モニタリングポスト9台			
分の検出器カバーの養生作業は,作業開始を判断してから			
5時間以内で可能である。			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て、放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い、</mark>			
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線			
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10			
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに,支援組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,			
支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事			

故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。 保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が

行毎ガス的設に係る甲調管項目の整理液(技術的能力 1.12)			
1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
できるように、可搬型照明を配備する。			
【添付書類八 添付 1 11.b.(e) ii. 可搬型環境モニタ			
リング設備のバックグラウンド低減対策】(P8-添 1-1251)			
ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減			
対策			
(略)			
(iii) 操作の成立性			
上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の			
班員2人の合計3人にて実施し、可搬型環境モニタリング			
設備9台分の検出器カバーの養生作業は,作業開始を判断			
してから5時間以内で可能である。			
重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え			
て,放射線環境や <mark>作業環境に応じた防護具の配備を行い,</mark>			
移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線			
量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10			
m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに, 支援組			
織要員の作業場所への移動及び作業においては,作業場所			
の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより,			
支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事			
故等の対処時においては、 <mark>中央制御室等との連絡手段を確</mark>			
保する。 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が			
できるように、可搬型照明を配備する。			

É生源 防護対象者 <mark>検知手段 防護対策</mark>

1.13_緊急時対策所の居住性等に関する手順等

再処理施設 安全審査補足説明資料リスト 技術的能力(1.13 緊急時対策所)

再処理施設 安全審査補足説明資料(今回提出)			備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)	
資料No.	名称	提出日	Rev	偏分(13個九年0万1近山内がの食材については、食材田 7c 山戦)
補足説明資料1.13-1	審査基準、基準規則と対処設備との対応表	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-2	居住性を確保するための手順等について	令和2年4月28日	4	
	ボンベ加圧時における緊急時対策所の空気供給量の設定及び空気ボンベ の必要本数について	令和2年7月9日	3	
補足説明資料1.13-4	必要な情報を把握するための手順等の説明	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-5	必要な数の要員の収容に係る手順等について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-6	再処理施設における事象分類について	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1. 13-7	緊急時対策所出入管理区画について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-8	配備資機材等の数量等について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-9	大規模な揮発性の放射性物質の放出時の要員退避について	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1. 13-10	手順のリンク先について	令和2年4月28日	3	
<u>補足説明資料1.13-11</u>	既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認	<u>令和3年8月19日</u>	<u>0</u>	<u>新規作成</u>

補足説明資料1.13-11

目 次

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

- 1. はじめに
- 2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
- 3. 影響評価ガイドに照らした確認
- 4. 整理資料への反映 (再掲)

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

1. はじめに

再処理施設に対する有毒ガスの影響及び防護対策については、新規制基準適合性審査における事業変更許可(以下、「既許可」という。)において考慮している事項である。

一方,規則改正により,事業指定基準規則 第 20 条(制御室等)及び第 26 条(緊急時対策所)において,有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊 急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し,有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室及び緊急時対策所で自動的に警報するための装置(以下,「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」という。)の設置が追加で要求されている。

また,技術的能力審査基準において,有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して,吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順と体制の整備,予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている。

上記に関しては、規則改正に合わせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(以下、「影響評価ガイド」という。)が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。

ここでは、影響評価ガイドを参考とし、技術的能力審査基準 1.13 (緊急時対策所の居住性等に関する手順等)に係る既許可の防護対策等に対して、 改めて考慮すべき事項の有無、既許可で考慮していた事項の妥当性の確認 を行う。

2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針

影響評価ガイドで規定されている発生源,防護対象者,検知手段及び防 護対策の4つの観点で以下の通り整理した。

(1) 発生源

技術的能力 1.13 は, 重大事故時の緊急時対策所の居住性等に関する手順等である。

重大事故時の作業環境の雰囲気の悪化をもたらす発生源は、技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源と同じであることから、以下の通り想定 している。

- ・ 有毒ガス(第9条で想定する敷地内における化学物質の漏えいに伴う有毒ガス, 敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガス。また, 第12条で想定する化学薬品の漏えいにより発生することが想定される有毒ガスも含まれる。)
- ・ 火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス(第9条で想定する森林火災, 航空機落下,近隣工場等の火災,爆発により発生するもの。また,第5条 で想定する内部火災による煙及び燃焼生成物も含まれる。)
- ・ 降下火砕物 (第9条で想定する火山の影響によるものであり,降下火砕物 に付着している毒性のある火山ガス成分が対象。)

(2) 防護対象者

再処理施設においては、重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を限定せず、重大事故等対策に関わる非常時対策組織要員全員を防護対象としている。技術的能力 1.13 は、緊急時対策所の居住性等に関する手順等で

あり、防護すべき対象者は、本手順等で対応を行う緊急時対策所内にとどまる要員である。なお、重大事故等対策の現場作業を実施する要員に対しては、技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1~1.14(1.11 及び 1.13 を除く)の個別手順にて記載する。中央制御室にとどまる要員に対しては技術的能力 1.11 にて記載する。

(3) 検知手段

有毒ガスの発生は、以下の通り検知できる設計としている。

有毒ガスの発生は、緊急時対策所への通信連絡及び窒素酸化物濃度測定により、以下の通り検知できる設計としている。

敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスの発生は、緊急時対策所 に設置された通信連絡設備による外部機関等からの連絡により検知するこ とができる。

試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物については、可搬型重大事故等対処設備及び資機材として配備する可搬型窒素酸化物濃度計により有毒ガスの発生を検知できる。

その他,公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により, 火災や火山の影響を把握することができる。

以上の内容を有毒ガスに関して纏めると以下の通りとなる。

- ・外部機関等からの通信連絡等による連絡
- 可搬型窒素酸化物濃度計
- ・臭気等の異常を検知した者からの通信連絡等による連絡

なお、規則改正により第 26 条に新たに要求された「有毒ガスの発生を 検出する装置及び警報装置」については設置をしていない。

(4) 防護対策

緊急時対策所にとどまる要員に対しては、有毒ガスの発生を検知した場合に、換気設備の隔離を行うことにより外気の取入れを停止することが可能な設備を設けるとともに、そのための手順を定めている。なお、本操作の成立性については、制限時間11時間に対して1時間40分で実施できることを既許可の本文第6表及び添付書類八第5-2表に記載している。また、本操作のタイムチャートは添付書類八第12-10図に示している。

3. 影響評価ガイドに照らした確認

2. の設計方針を踏まえ、影響評価ガイドで規定されている発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の4つの観点で確認を行い、既許可の対応で妥当であることを確認した。確認結果の概要を以下に示す(詳細は、別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表の整理方法について」、別紙2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」参照)。

(1) 発生源

影響評価ガイドの有毒ガスの発生源は,有毒化学物質の揮発等(気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発)により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生する以下のものを対象としている。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外(制御室から半径 10km 以内) に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

また,影響評価ガイドでは,技術的能力の追加要求事項に示されている 以下に例示されるような予期せず発生する有毒ガスを対象としている。

- 敷地外可動源から発生する有毒ガス
- 敷地内固定源及び可動源において予定されていた中和等の終息作業が 補 1.13-11-別1-4

できなかった場合に発生する有毒ガス等

既許可では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象とし、予期せず発生する有毒ガスを含め、発生源を考慮している。また、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガスや降下火砕物を対象としており、影響評価ガイド以上のものを考慮している。

したがって、既許可の技術的能力 1.13 において、新たに対象とすべき 発生源はなく、既許可の対応で妥当であることを確認した。

(2) 防護対象者

影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故)、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.13 では、②について考慮している。なお、①については 技術的能力 1.11、③については技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1~1.14 (1.11 及び 1.13 を除く)の個別手順にて考慮している。

よって重大事故時には、①~③を考慮していることから、既許可の対応 で妥当であることを確認した。

(3) 検知手段

影響評価ガイドの検知手段は以下としているが、以下の通り、新たに設置又は定めるべき検知手段はないことを確認した。

発生源	検知手段
①敷地内の固定施設	有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置
	及び有毒ガスの到達を検出するための装置
②敷地内の可動施設	可動源に対する立会人による認知

③敷地外の固定施設	敷地外からの連絡
	- 消防,警察,海上保安庁,自衛隊
	-地方公共団体(例えば,防災有線放送,防災行
	政無線, 防災メール, 防災ラジオ等)
	-報道(例えば、ニュース速報等)
	ーその他有毒ガスの発生事故に係る情報源
④ 共通	異臭がする等の異常の確認
	有毒ガスの発生又は到達を認知した場合や,上記
	異常を確認した場合の通信連絡設備による伝達

① 敷地内の固定施設

既許可では、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒 ガスの到達を検出するための装置の設置をしていない。

これに対しては、影響評価ガイドを参考にした有毒ガス濃度評価を行い、制御室及び緊急時対策所にとどまる非常時対策組織要員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる敷地内の固定施設はなく、有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置は不要であることを確認した(評価の詳細は第26条整理資料補足説明資料2-6参照)。

重大事故時においては、万一敷地内の固定施設からの漏えいがあった場合、アクセスルートの確認を行う者から通信連絡を受けることにより 検知することができる。

② 敷地内の可動施設

敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生は、敷地内の可動施設の立会 人からの通信連絡設備を用いた連絡により、緊急時対策所にて検知可能 である。

③ 敷地外の固定施設

敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生は、外部機関等からの通信連

絡設備を用いた連絡により、緊急時対策所にて検知可能である。

④ 共通

試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物については、可搬型重大事故等対処設備及び資機材として配備する可搬型窒素酸化物濃度計により検知可能である。

さらに、臭気等の異常を検知した者からの通信連絡設備を用いた連絡や、再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ及び公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、予期せず発生する有毒ガスや火災、火山の影響を含め、有毒ガスの発生を検知することが可能である。

(4) 防護対策

影響評価ガイドの防護手段は、以下のいずれか又は複数を考慮すること としている。

- 換気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開)
- 制御室等の正圧化
- 空気呼吸具等(酸素呼吸器,防毒マスクを含む)の配備
- 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置(終息活動)

また,予期せず発生する有毒ガスに対して,酸素呼吸器の配備,酸素ボンベのバックアップ体制の整備,有毒ガスばく露下での作業手順及び実施体制の整備を確認することとしている。

非常時対策組織の要員について、以下の通り防護対策の妥当性を影響 評価ガイドに基づき確認した。

緊急時対策所にとどまる要員に対しては、有毒ガスの発生を検知した 補 1.13-11-別 1 - 7

場合に、換気設備の隔離を行うことにより外気の取入れを停止すること が可能な設備を設けるとともに、そのための手順を定める。

上述の通り,既許可では緊急時対策所の非常時対策組織要員に対して, 影響評価ガイドの「換気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止 等のための外気取入れの再開)」に該当する防護対策を講じている。予期 せず発生する有毒ガスを含む有毒ガスに対し,上記の方法により防護可 能である。

なお,予期せず発生する有毒ガス防護に係る詳細は,技術的能力 1.0 の要求事項であるため,技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-6 に記載する。

4. 整理資料への反映

技術的能力 1.13 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果, 既許可の対応で妥当であることを確認した。

追加要求事項に対する対応が必要な事項,及び記載の適正化・明確化が 必要な事項について,整理資料へ反映するものはない。

<追加要求事項への対応>

> なし

<記載の適正化・明確化>

> なし

以上

補足説明資料1. 13-11 別紙1

目 次

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

- 1. はじめに
- 2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
- 3. 影響評価ガイドに照らした確認
- 4. 整理資料への反映 (再掲)

「大気(作業環境)の汚染事象」に対する既許可の対応について,以下の方法で別紙2に整理表(4段表)としてまとめ,既許可の防護対策等に対し改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い,既許可で考慮していた事項の妥当性の確認を行う。

1. 事業指定申請書(既許可) (左から1列目)

事業指定申請書において有毒ガスに係る事項を抽出して条文毎に整理表を作成し、整理表内で、本文-添付間の構成単位(以下、「パート」という。)でまとめ、影響評価ガイドの「6.有毒ガス防護に係る妥当性の判断」の項目(発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策)に該当する箇所を色塗りする。

- 発生源
- 防護対象者
- 検知手段
- 防護対策

2. 既許可の対応 (左から2列目)

1. で色塗りした発生源, 防護対象者, 検知手段及び防護対策の項目毎に各パートの既許可の対応を整理する。必要に応じ, 関係する条文の情報を含めて記載する。

また,既許可の各条文の整理資料を確認し,発生源,防護対象者,検知手段及び防護対策の観点で整理資料に更に具体的に記載されている場合は,これを含めて整理する。(したがって,左から1列目(1.の色塗り)と2.の既許可の対応が一致しないことがある。)

3. 影響評価ガイドに基づく確認 (左から3列目)

2. で整理した既許可の対応(整理資料の内容を含む)について、パート単位で発生源、防護対象者、検知手段、防護対策毎に、影響評価ガイドに示される有毒ガス防護のための対応と比較し、「大気(作業環境)の汚染事象」に対する既許可の対応について、既許可の対応で十分であるか、明確化もしくは追加すべき事項として新たに考慮すべき事項の有無を整理する。

3.1. 発生源

「大気(作業環境)の汚染事象」について、各条文で考慮すべき事象の範囲において、影響評価ガイドに示される有毒ガス発生源と比較して、新たに対象とすべき発生源があるか。

補 1.13-11-別 1-1

<影響評価ガイドの有毒ガス発生源>

以下の有毒化学物質の揮発等(気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発)により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するもの。

- ▶ 敷地内に保管されている有毒化学物質
- ▶ 敷地外 (制御室から半径 10km 以内) に保管されている有毒化学物質
- ▶ 敷地内で輸送される有毒化学物質

3.2. 防護対象者

「大気(作業環境)の汚染事象」から防護する者について、各条文で考慮すべき防護対象者の範囲において、設計基準では①及び②、重大事故では①~③を対象とし、その一部または全体が考慮されているか。

<影響評価ガイドの防護対象者>

- ① 制御室にとどまる運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故)
- ② 緊急時対策所内にとどまる要員
- ③ 屋外で重大事故等対処を実施する要員

3.3. 検知手段

「大気(作業環境)の汚染事象」に対し防護措置を講じるために、影響評価ガイドに示される各発生源に対応した検知手段と比較して、新たに対応すべき検知手段があるか。

<影響評価ガイドの対応>

以下の検知手段及びその手順と体制の整備。

(敷地内の固定施設)

▶ 有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達 を検出するための装置

(敷地内の可動施設)

▶ 可動源に対する立会人による認知

(敷地外の固定施設)

- ▶ 敷地外からの連絡
 - 消防, 警察, 海上保安庁, 自衛隊
 - -地方公共団体(例えば,防災有線放送,防災行政無線,防災メール, 防災ラジオ等)
 - -報道(例えば、ニュース速報等)
 - その他有毒ガスの発生事故に係る情報源

補 1.13-11-別 1-2

(共通)

- ▶ 異臭がする等の異常の確認
- ▶ 通信連絡設備による伝達

3.4. 防護対策

「大気(作業環境)の汚染事象」から防護対象者を防護するための対策について、影響評価ガイドに示される①~③の何れかの防護対策と比較して、新たに対応すべき防護対策があるか。また、化学物質の漏えいに対して④の終息活動の措置が取られているか。

<影響評価ガイドの防護対策>

以下の防護対策及びその手順と体制の整備。

- ① 換気空調設備の隔離(外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気 取入れの再開)
- ② 制御室等の正圧化
- ③ 空気呼吸具等(酸素呼吸器,防毒マスクを含む)の配備
- ④ 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置(終息活動)

4. 整理資料への反映事項 (左から4列目)

1. ~3. の確認結果から,影響評価ガイドの項目(発生源,防護対象者,検知手段及び防護対策)で既許可の対応を確認した結果に基づき,追加要求事項に対する対応が必要な事項及び記載の適正化・明確化が必要な事項を整理し,条文毎に整理資料への反映事項を整理する。

以上

補足説明資料1. 13-11 別紙2

目 次

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

- 1. はじめに
- 2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
- 3. 影響評価ガイドに照らした確認
- 4. 整理資料への反映 (再掲)

目次

技術的能力:1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (補 1.13-11-別 2-1)

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要 (14/15)】

【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (14/15)】

【本文 第6表 重大事故等対策における操作の成立性(13/14)】

【添付書類八 第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(13/14)】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)居住性を確保するための措置】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)i. (i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)i. (ii) 緊急時対策所内の酸素濃度,二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)ii. (i) 緊急時対策建屋 放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)iii. (ii) 緊急時対策建屋 換気設備の再循環モード切替手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】

【添付書類八 添付1 12.b.(b) iv.通信連絡に関する手順等】

目次

【添付書類八 添付1 12. ii.(d) ii. 緊急時対策建屋用電源車(自主対策設備)による給電手順】

【添付書類八 添付1 12. 第 12-5 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図】

【添付書類八 添付1 12. 第 12-9 図 緊急時対策建屋換 気設備によるモード切替判断のフローチャート】

【添付書類八 添付1 12. 第 12-10 図 緊急時対策建屋 換気設備の再循環モード切り替えのタイムチャート】

【添付書類八 添付1 12. 第 12-13 図 通信連絡設備の系統概要図】

【添付書類八 添付1 12. 第 12-15 図 緊急時対策建屋 換気設備の切り替えのタイムチャート】 1. 事業指定申請書(既許可) 3. 影響評価ガイドに基づく確認 2. 既許可の対応 4. 整理資料への反映事項

技術的能力:1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要(14/ 15)] (P913)

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

【居住性を確保するための措置】

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対 めに必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で 100mS の遮蔽設備,緊急時対策建屋換気設備,緊急時対策建屋 備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備 より、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保す を 整備する

【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する推

重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するため に必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通 信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等 に対処するために必要な情報を把握するとともに, 重大事故等に対 処するための対策の検討を行う手順を整備する。

また, 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊 急時対策建屋に整備する。

【必要な数の要員の収容に係る措置】

重大事故等が発生した場合において, 通信連絡設備により, 再処理 施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

外部電源喪失時は,緊急時対策建屋電源設備からの給電により,緊 急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。

緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織

なお, 気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合に 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人であ

また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等 を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時 から維持,管理する。

【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】

重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処す るために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策 建屋高圧系統の 6.9k V緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋 低圧系統の 460 V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要 な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。

発生源

- ▶ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスル ートを通行する際には、環境条件として以下の発生 源を考慮する必要がある(第33条の整理表より)。
 - 化学薬品の漏えい
 - 有毒ガス
 - 火山の影響
 - 森林火災
 - 近隣工場等の火災
 - 航空機落下による火災
- 件として以下の発生源を考慮する必要がある(第28 条の整理表より)。
 - 化学薬品の漏えい
 - 火山の影響

防護対象者

- ▶ 技術的能力 1.13 は、緊急時対策所の居住性等に関 | ▶ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどま する手順等である。このため、本手順の防護対象者 は、制御室内にとどまる要員である。
 - ✓ なお、重大事故等対策の現場作業を実施する要 員に対しては、技術的能力1.0及び技術的能力 にて記載する。
 - ✓ 中央制御室にとどまる要員に対しては技術的 能力 1.11 にて記載する。

発生源

- ▶ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有毒 化学物質の揮発等により発生するもの及び他の化 学物質等との反応によって発生するものを対象と している。
- ▶ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の追しするものはない。 加要求事項に示されている予期せず発生する有毒 ガス(敷地外可動源から発生する有毒ガス、予定さ れていた中和等の終息活動ができなかった場合に 発生する有毒ガス等)を対象としている。
- 火山の影響又は地震に起因する重大事故は、環境条 | > 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する有 | **畫化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地** 外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象 としており、予期せず有毒ガスを含めた発生源を考 慮している。
 - 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるばい 煙及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象としてい る。
 - ▶ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はない ことを確認した。

防護対象者

- る運転員(設計基準)/実施組織要員(重大事故), ②緊急時対策所にとどまる要員, ③屋外で重大事故 等対処を実施する要員とし, 重大事故では①~③が 対象となる。
- 1.1~1.14(1.11及び1.13を除く)の個別手順 ▶ 技術的能力1.13では、②について考慮している。
 - ✓ ①については技術的能力 1.11, ③については技 術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1~1.14 (1.11 及び 1.13 を除く) の個別手順にて考慮してい
 - ▶ よって重大事故時には、①~③を考慮していること から、既許可の対応で妥当であることを確認した。

検知手段

▶ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた検 出装置及び人による認知や異常の確認を挙げてい

技術的能力 1.11 に係る既許可の申請書及び整理資料 を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認

追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の 適正化・明確化が必要な事項について,整理資料へ反映

<追加要求事項への対応> なし

<記載の適正化・明確化> なし

給知手段

- 外部機関等からの通信連絡等による連絡
- ▶ 可搬型窒素酸化物濃度計

1.事業指定申請書(既許可)	有毒カス防護に係る甲請青項目の 2. 既許可の対応	3.影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
1. 争未拍比中胡青(统計刊)	2 - 11 - 1 - 1 - 1		4. 奎连其科 200 及 吹事項
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建 屋機気設備の緊急時対策建屋換及が緊急 時対策建屋換気設備の緊急機がの手機のの配動確認の手順が対策建屋換機の配動確認の手順が対策建屋機を関した場合は、原居住性の再隔よる加圧の切野替より。降圧予報の対応を確認した場合は、原発の対策建屋地加工の切野替より。降圧予報の対応を確認した場合は、事前の対応とか、以上)を確認したの影響とより。降圧を製造して、除灰作業の準備を実にある。要に応気設備できたり、降灰作業の連続といるの影響とより。降低を実施を支援を表記を関係できたがある場合は、再係では、原発を支援するそとに、解急時対策所の使性を受りが考える。 東急時対策をと、東の場が所のの使用確保の制点が、ののと、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	 ✓ 技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-2 第2-5表に記載している資機材 ➤ 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備 (所内通信連絡設備,所外通信連絡設備,代替通信連絡設備)により通信連絡を行うための手順の整備 ➤ 降灰予報 	る。	
	 ・防護対策(緊急時対策所) ▶ 緊急時対策所建屋換気設備による再循環運転に係る手順の整備 ✓ 申請書本文第6表及び添付書類八第5-2表にて、換気設備の隔離に係る操作の成立性を確認した。 	 ・防護対策(緊急時対策所) ト 影響評価ガイドに例示されている防護措置は、換気空調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器の配備、敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等である。 ト 既許可の申請書では、重大事故等対策の現場作業を実施する要員について、以下の対策を取ることとしている。 ・ 緊急時対策所建屋換気設備による再循環運転に係る手順の整備 ✓ 影響評価ガイドの「換気空調設備の隔離(外 	

		1.事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1.13	緊急時效	対策所の居住性等に関する手順等(必要な指示及び通信連絡)			
対応	重大事故等に対処するために必要	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な 資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合 重大事故時対策建屋に配備し、資料を更新した場合 は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時 から維持、管理する。 を管理する。			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。 る。 「関する必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。			

		1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1. 13	緊急時対策	策所の居住性等に関する手順等 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や 信業環境に応じた防護具の配偶を行い、 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。			
	作業性	重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡 手段を確保する。 夜間及び停電時においては、確実に連 搬、移動ができるように、可樂型照明を配備する。			
配慮す	電源確保	全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を 用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把 提設備及び適信連絡設備へ給電する。 また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可樂型環境モニタリング設備の可樂型発電機を用いて、可樂型線量率 計、可樂型ダストモニタ及び可樂型データ伝送装置へ給 電する。			
配慮すべき事項	燃料給油	緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電 源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。 可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮す べき事項は、第5表(10/15)「電源の確保に関する手順 等」の燃料給油と同様である。			
	放射線管理	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着押し、1作業当 たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業に おいては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対 応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能 な限り低減する。			

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.13)							
1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項				
【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概							
要(14/15)】(P8-5-111)							
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等							
1.13 緊急時対策所の励住性等に関する手順等 【房住性を確保するための指置】 ・							

1.1) 製造物理等の利用を設定した場合と、製造物理等を 所属規定との意味との意味との影響を の
展電源政保より受電とたのち、緊急時対策建 無検気設備の影響におり、緊急 時対策建設持風機が10動位動するため、緊急 時対策建設持風機が10動位動するため、緊急 所有質の放出を確認した場合は、現住性を確保 するため、緊急時対策建設施圧ニットによ る加圧〜切り替える。 又山の影響により、降災予報(「やや多量」 以上を確認した場合は、等面の対応性業とし で、除災件策の兩個を実施する。 また、降災を構認した場合は、薬面の対応性業 を確保すった。 を確保でするためのの 計面 面

		1	. 事業	指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
1. 13	緊急時	対策所の	D居住性等	等に関する手順等			
			再循環モード切緊急時対策建屋権	重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、審素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響は対し、大きな展示により緊急時対策が展示を表現している。 これにより緊急時対策建屋換気設備の理解に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。			
対応手段等	居住性を確保するための	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関す	緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット	再循環モードにおいて、気体状の放射性 物質が大気中へ大規模に放出するおそれが ある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃 度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線 量当量率の上昇により居住性の確保ができ なくなるおそれがある場合は、緊急時対策 建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に 着手する。			
	の措置	護等に関する手順等	外気取入加口時対策建屋	緊急時対策建壁放射線計測設備の可樂型 環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態に なり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分 低下した場合は、緊急時対策建壁加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ 切り替える手順に着手する。			

			事業化党由建事 (町教司)		の 単連数 (12個的形力 1.13)	4 數理次料,の口岫東西
			1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
		時 対 対策の検討に必要な資料の整備 策	の居住性等に関する手順等(必要な指示及び通信連絡) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な 資料を緊急時対策建歴に配備し、資料を更新した場合 は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時 から維持、管理する。			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	通信連絡に関する手順等	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央 制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、 青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を する必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手す る。			

		1.事業指定申請書(既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4.整理資料への反映事項
		1. 争未相定中明音(风计引)	2. 处計可以对心	3. 影音計画ガイトに塞つく惟心	4. 歪座貝科、20/区吹事項
1. 13	緊急時対策 作業性	策所の居住性等に関する手順等 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡 手段を確保する。衣間及び停電時においては、確実に運 娘、移動ができるように、可樂型照明を配備する。			
配慮すべき事	電源確保	全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を 用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把 提設備及び通信連絡設備へ給電する。 また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可擦型環境モ ニタリング設備の可擦型発電機を用いて、可擦型線量率 計、可擦型ダストモニタ及び可擦型データ伝送装置へ給 電する。			
き事項	燃料給油	緊急時対策建壓用発電機の燃料は,緊急時対策建壓電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。 可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は,第5-1表 (10/15)「電源の確保に関する 手順等」の燃料給油と同様である。			
	放射線防護	重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加え て、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当 たり10mS v以下とすることを自安に管理する。 さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業に おいては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対 応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能 な限り低減する。			

	有毒カス防護に係る甲請書項目の整理表(技術的能力 1.13)								
		指定申請書				2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項	
【本	女 第6表 重大事	故等対策に	こおける	る操作の原	文立性(13/				
14)] (P963)									
手順等 対応手段 要員 要員款 想定時間 制限時間									
	緊急時対策建屋換気設備の起 動確認	并不可对来组织	1人	5分以內	11 時間				
	緊急時対策所内の酸素濃度,二酸 化炭素濃度及び窒素酸化物濃度	非常時対策組織	1人	10分	24 時間				
	の勘定 緊急時対策建星放射線計測設備 (可搬型屋内モニタリング設備) の固定	の要員 本部長 非常時対策組織 の要員	1人	10分以内	11 時間				
	製 急時対策確認放射線計測設備 (可搬型環境モニタリング設備) の測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長 放射線対応班の 班員 建屋外対応班の	1人 1人 1人 2人 3人	1 時間 SUM	11 時間				
	緊急時対策途屋換気設備の再復 療モード切り替え	班員 本部長 非常時対策組織 の要員	1人	1時間 40分 以内	11 時間				
製金	緊急時対策建量加圧ユニットに よる加圧	本部長 非常時対策組織 の要員	1人	45分以內	※ 2				
時対策所	緊急時対策建屋加圧ユニットに よる加圧から外気取入加圧モー ドへの切り替え	*20.8	1人	2時間 30 分 以内	※ 2				
の居住性	緊急時対策建風情報把握設備に よるパラメータの監視	本部長 非常時対策組織 の要員	1人 2人	5分 以內	₩ 2				
等に関す	重大事故等に対処するための対 策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に	配備し、資料	めの対策の検討に を更新した場合は 通常時から維持。	資料の差し替え				
○手順等	放射総管理用資機材(個人線量計 及び防護具盤)及び出入管理区画 用資機材の維持管理等	7日関外部か 使用するのに十分 び防護具類()及び 用資機材を配備 事故等時には、数	らの支援がた 分な数量のが が出入管理区 するとともに 放射線管理用	なくとも非常時対 放射線管理用資機材 (画において使用す に、通常時から維持 1資機材、出入管理 十分な放射線管理	策組織の要員が (個人線量計及 る出入管理区画 、管理し、重大 区画用資機材の				
	出入管理区画の設置及び運用	本部長 非常時対策組織 の要員	1人	1 時間 以內	11 時間				
	緊急時対策建議換気設備の切り 替え	非常時対策組織の要員	2 人	1 時間 長時	⊕ 2				
	飲料水、食料等の維持管理	活動するために	の悪な飲料オ	めに必要な指示を とも外部からの支持 と、食料等を備蓄す 会には飲料水、食料	スレンもに、通				
	緊急時対策建盟用発電機による 給電	本部長 非常時対策組織 の要員	2人	5分 以内	₩ 1				

防護対象者



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表(技術的能力 1.13) 3. 影響評価ガイドに基づく確認 1. 事業指定申請書(既許可) 2. 既許可の対応 4. 整理資料への反映事項 【添付書類八 第5-2表 重大事故等対策における操作の成 立性 (13/14) 】 (P8-5-161) 対応手段 要員款 想定時間 制限時間 1人 緊急時対策建環機気設備の記 11 時間 2人 ELPS の悪目 緊急時対策所内の酸素濃度。二酸 と炭素濃度及び窒素酸化物濃度 24 時間 2人 以内 の要員 緊急時対策建度放射線計測設備 (可樂型屋内モニタリング設備) 非常時対策組織 11 時間 2人 ELphy 放射線対応班長 緊急時對策強限的射線計測設備 建简外对应容長 1人 1.89(0) (可樂型環境モニタリング設備) 11 時間 放射線対応筋の 2人 ELP4 の測定 建屋外对広府の 1人 緊急時対策強禁機保設備の再補 1時間40分 非常時対策組織 11 6950 2人 環モード切り替え ELPS の要員 緊急時対策建屋加圧ユニットに **85.2** 2人 よる加圧 ELPI 緊急時対策建屋加圧ユニットに 2時間 30分 よる加圧から外気取入加圧モー 非常時対策組織 ※2 2人 以内 の要員 緊急時対策建屋情報把握設備に 非常時対策組織 W 2 よるパラメータの監視 2人 の要員 急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替え 策の検討に必要な資料の整備 を行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が 使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材(個人線量計及 放射線管理用資機材(個人線量計 び防護具類) 及び出入管理区画において使用する出入管理区画 用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大 及び防護具類)及び出入管理区面 用資機材の維持管理等 事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区面用資機材の 使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。 本部基 出入管理区面の設置及び運用 非常特別管制網 11 8950 3人 ELPH の要員 本部長 1人 緊急時対策建屋換気設備の切り 1 85 55 ※2 非常時対策組織 2人 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重 大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、 活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通 飲料水、食料等の維持管理 常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切 に運用する 緊急時対策建屋用発電機による 非常時対策組織 351 2人

【添付書類八 添付1 12.b.(a)居住性を確保するための措 置】 (P8-添1-1330)

の要員

(a) 居住性を確保するための措置

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処す るために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないようにするために必要な対処手段として、緊 急時対策建屋の遮蔽設備、<mark>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対</mark> 策建屋環境測定設備,緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急 時対策建屋電源設備により,緊急時対策所にとどまるために必 要な居住性を確保する。

さらに、緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動 に影響がない酸素濃度,二酸化炭素濃度及び<mark>窒素酸化物</mark>濃度の

450 防護対象者 検知手段 防護対策 補 1.13-11-別 2-12